

令和5年
岩手県教育委員会定例会
3 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和5年3月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和5年3月13日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

- 第2 事務報告1 令和4年度冬季大会の結果について (保健体育課)
- 第3 事務報告2 「いわて就学前教育振興プログラム」について (学校教育室)
- 第4 事務報告3 校長及び教員としての資質の向上に関する指標の一部改正について (教職員課)
- 第5 事務報告4 「岩手県附属機関条例」の制定について (教職員課)
- 第6 議案第37号 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教職員課)
- 第7 議案第38号 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令 (教職員課)
- 第8 議案第39号 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則 (教育企画室)
- 第9 議案第40号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則 (生涯学習文化財課)
- 第10 議案第41号 文化財の指定に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)
- 第11 議案第42号 令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法に関し議決を求めることについて (学校教育室)
- 第12 議案第43号 令和5年度教科用図書選定審議会委員の任命に関し議決を求めることについて (学校教育室)
- 第13 議案第44号 教育長の辞職の同意に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第14 議案第45号 本庁の室課の長等の人事に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第15 議案第46号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第16 議案第47号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第17 議案第48号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求めることについて (教職員課)
- 第18 議案第49号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて (教職員課)

閉会

事務報告 1

令和4年度冬季大会の結果について

本年度、冬季間に開催された各種大会の結果について報告します。

令和5年3月13日

令和4年度冬季大会の結果について

1 令和4年度全国高等学校総合体育大会

(1) 第72回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会

- ア 会 期 令和5年1月16日(月)～24日(火)
 イ 会 場 地 スピード：群馬県渋川市、アイスホッケー：北海道釧路市、
 フィギュア：埼玉県上尾市
 ウ 参 加 数 参加校4校、選手20名
 エ 成 績 1競技1種目入賞
 オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	5位	スピード	女子3000m	立花姫星々(盛岡農業高3年)

(2) 第72回全国高等学校スキー大会

- ア 会 期 令和5年2月7日(火)～11日(土)
 イ 会 場 地 山形県上山市
 ウ 参 加 数 参加校6校、選手31名
 エ 成 績 1競技1種目入賞
 オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	学校・選手名
1	9位	クロスカントリー	女子15kmリレー	盛岡農業高 山本 千鶴(3年) 金丸 典加(2年) 村田 桃華(1年)

※ 入賞は10位まで

2 令和4年度全国中学校体育大会

(1) 第30回全国中学校駅伝大会

- ア 会 期 令和4年12月17日(土)～18日(日)
 イ 会 場 地 滋賀県野洲市
 ウ 参 加 数 参加校2校、選手17名
 エ 成 績 1競技1種目入賞
 オ 入賞者一覧

No	順位	学校・選手名
1	7位	下小路中 滝本 菜心(2年) 水川知香笑(3年) 田山菜々星(2年) 大泉はなの(1年) 川崎 芽生(1年)

(2) 第43回全国中学校スケート・アイスホッケー大会

- ア 会 期 令和5年1月27日(金)～2月1日(火)
 イ 会 場 地 スピード・フィギュア：長野県長野市
 アイスホッケー：栃木県日光市
 ウ 参 加 数 参加校18校、選手33名
 エ 成 績 2競技2種目入賞
 オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手・チーム名
1	5位 (ベスト8)	アイスホッケー		岩手県選抜
2	8位	スピード	女子1500m	平田 彩笑(下橋中3年)

(3) 第60回全国中学校スキー大会

- ア 会 期 令和5年2月7日(火)～10日(金)
- イ 会 場 地 長野県野沢温泉村
- ウ 参 加 数 参加校16校、選手37名
- エ 成 績 1競技3種目入賞
- オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手・チーム名
1	4位	クロス カントリー	女子3kmフリー	大堰 喜代(沢内中3年)
2	6位		女子 4×3kmリレー	岩手県 西舘 陽里(奥中山中1年) 大堰 喜代(沢内中3年) 小山田凜花(安代中3年) 尾崎 和(奥中山中3年)
3	6位		男子 4×5kmリレー	岩手県 内記 孝宗(沢内中3年) 鈴木 碧夏(奥中山中3年) 古舘航太朗(雫石中2年) 鈴木 緑葉(雫石中3年)

3 特別国民体育大会冬季大会

(1) スケート競技会・アイスホッケー競技会

- ア 会 期 令和5年1月28日(土)～2月5日(日)
- イ 会 場 地 青森県八戸市
- ウ 参 加 数 少年種別選手9名
- エ 成 績 1競技4種目入賞
- オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	5位	スピード	少年女子1000m	三浦 彩(盛岡工業高3年)
2	6位		少年女子1000m	三浦 陽(盛岡工業高2年)
3	7位		少年女子500m	三浦 陽(盛岡工業高2年)
4	7位		少年男子2000mR	矢羽々健太(盛岡工業高2年) 田中 幸希(盛岡工業高2年) 関 眞之介(盛岡工業高3年) 田口 順成(盛岡工業高3年)

(2) スキー競技会

- ア 会 期 令和5年2月17日(金)～20日(月)
- イ 会 場 地 岩手県八幡平市
- ウ 参 加 数 少年種別選手22名
- エ 成 績 1競技2種目入賞
- オ 入賞者一覧

No	順位	競技名	種目名	選手名
1	6位	クロス カントリー	女子 4×5kmリレー	大堰 喜代(沢内中3年) 金丸 典加(盛岡農業高2年) 中嶋 愛優(盛岡南高3年) (田中ゆかり(成年選手))
2	6位		少年男子 4×10kmリレー	高橋心太郎(盛岡南高3年) 村田 敬心(盛岡南高3年) 沼野 滉平(盛岡南高3年) 村田 和久(盛岡南高3年)

事務報告 2

「いわて就学前教育振興プログラム」について

「いわて就学前教育振興プログラム」を策定いたしましたので、別紙のとおり報告します。

令和5年3月13日

「いわて就学前教育振興プログラム」について

1 「いわて就学前教育振興プログラム」の策定、周知について

- (1) 令和5年2月14日 岩手県幼児教育推進連携会議において策定
- (2) 3月8日 「いわて就学前教育振興プログラム」の冊子版納品
- (3) 3月中旬 配付

- ・ 県内各就学前教育施設
- ・ 県内各小・中・高等学校
- ・ 各市町村関係室課
- ・ 就学前教育関係団体
- ・ 保育士等養成大学
- ・ 医師会
- ・ 県議会議員 等

(4) 周知及び実施

ア 令和5年度の各会議、研修、訪問支援等において理解を図る。

- ・ 年度初めの会議、研修会等の計画

4月12日(水) ≪会議≫代表指導主事会議

4月20日(木) ≪会議≫県指導主事会議

4月25日(火) ≪会議≫県教育委員会と市町村教育委員会の意見交換

5月12日(金) ≪研修≫幼児教育中核リーダー養成研修講座Ⅰ

5月23日(火) ≪研修≫幼児教育アドバイザー研修講座Ⅰ

5月下旬～ ≪研修≫各地区別校長研修講座

6月5日(月) ≪研修≫園長等運営管理協議会

イ 「いわて就学前教育振興プログラム」概要版の作成

ウ 「岩手県保育者のための学びのらしんばん」に基づく研修体系の整理

2 「いわて就学前教育振興プログラム」について（別冊）

事務報告 3

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の一部改正について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標について、別添のとおり改正することとしましたので、報告します。

令和5年3月13日

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の一部改正について

1 改正の背景・趣旨等

- (1) 本県では、平成29年4月1日に施行された「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」に基づき、自ら学び続け、信頼される教員等の育成を目指し、平成30年3月、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定。
- (2) 令和3年11月の中教審特別部会による『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿に関する審議まとめや、令和5年4月施行の教育公務員特例法等の一部改正への対応として、指標の見直しに向けた検討を進めてきたもの。

2 改正に向けた検討状況

- (1) 「岩手県教員等育成指標の在り方検討会」の設置・検討
本県における教員等育成指標の改正について検討するため、県教委事務局担当者による「岩手県教員等育成指標の在り方検討会」を設置し、検討してきた。

	開催日	開催内容
第1回	7月14日(木)	1 在り方検討会の設置 2 教員等としての資質の向上に関する指標の策定の方向性 3 今後の検討会の運営
第2回	8月23日(火)	1 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正 2 いわての教員のあるべき姿と実現するための研修体系 3 教員等育成指標見直しに係る視点
第3回	9月22日(木)	1 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針改正のポイント 2 教員等育成指標の見直し方針
第4回	11月9日(水)	1 教員等育成指標改正に係る素案 2 指標作成に係るスケジュール
第5回	12月14日(水)	1 教員等育成指標改正に係る改正案

- (2) 教育委員会定例会終了後の協議での進捗状況報告（11月21日）
11月定例会終了後の協議において、指標の改正に関する検討状況、見直しの視点、今後の検討見込み等について報告した。
- (3) 岩手県教員等育成協議会構成員及び市町村教育委員会等への意見照会
在り方検討会における検討を踏まえて、指標改正に係る素案を作成し、11月に、岩手県教員等育成協議会構成員や市町村教委、県教委内の関係室課その他関係者に対し意見照会を行い、回答いただいた内容を精査のうえ、改正案に反映した。
- (4) 岩手県教員等育成協議会の開催
令和5年2月6日、岩手県教員等育成協議会を開催し、改正案に対する質疑、意見交換を行った。
※ 岩手県教員等育成協議会（岩手大学教育学部長、盛岡市教育委員会教育長、岩手県小学校長会会長、岩手県中学校長会会長、岩手県高等学校長協会会長、岩手県特別支援学校連絡協議会会長、県教委事務局、総合教育センター）

【協議会における主な意見】

- 新たな課題が教員の資質向上に求められていることは理解できる。現場教員のことを考え、もう少し見やすい指標となるよう工夫をお願いする。（多田教育長）
- インクルーシブの視点で考えた時は、LGBTQや貧困、障がい児教育まで含めて「多様性」であるが、今回はこの「特別支援教育」と「多様性」の2本で行くことが良いのかとの印象を持っている。特別支援の見方が広がってきたと言う部分では良い方向に進んでいると思っている。（高橋会長）
- 管理職と教員等との研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励が4月から始まることもあり、働き方改革が求められる中、研修関連の業務がどうなっていくのか現場としては危惧している。研修のための研修にならないよう配慮をお願いしたい。（佐野会長）

3 今回の指標改正の主な内容

協議会の意見や在り方検討会での議論等を踏まえて、改正案を整理したもの。

- (1) 全体的な構成・視点について
 - 指標の見やすさ等を向上させる観点から、各視点の総論部分を抜き出し、別様式として整理。
 - ICTや情報・教育データの利活用の視点については、授業や校務の効率化や児童生徒の学習改善、教職員の働き方改革など、今後の教育現場における重要性を踏まえ、1つの柱建てとして独立して追記。
 - 特別支援教育の視点については、児童生徒の多様性や個々の教育ニーズに応じた、より幅広い支援の必要性の視点を盛り込む観点から修正。
- (2) 「教員としての素養」について
 - 「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育の意義や社会的役割を理解することを明記。
 - 子どもの権利条約やこども基本法の施行等を踏まえ、人権意識の視点を追記。
 - 「再発防止岩手モデル」策定の動き等も踏まえ、児童生徒の生命の尊重とコンプライアンス意識の徹底の視点を明記。
 - 学校における様々な課題の解決に向け、チームとして取り組むことの重要性を明記。
- (3) 「学習指導力」について
 - 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向け、学習者中心の授業に取り組むことの重要性を明記。
 - カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた教育課程の編成・実施・改善の必要性を明記。
- (4) 「生徒指導力」について
 - 子どもたち一人ひとりとの信頼関係の構築に加え、それぞれの可能性を引き出す集団づくり（学級経営）の視点を追記。
 - 令和4年12月に「生徒指導提要」が改訂されたことを踏まえ、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の視点を追記。
- (5) 「復興教育の視点」について
 - 現在の県教委や各学校における復興教育の進捗状況を踏まえ、教訓の継承や人材の育成の観点から求められる視点を追記。

- (6) 「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点」について
- 従来の特別支援教育の対象にとどまらない様々な配慮や支援を要する児童生徒への対応の必要性を追記。
 - 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応にあたって、「多様性への配慮」「教職員間の共通理解の増進や関係機関との連携・協働」の重要性を明記。
- (7) 「ICTや情報・教育データ活用の視点」について
- 学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等での積極的・効果的な活用を図ることや、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことの重要性を追記。
- (8) 校長の資質の向上に関する指標について
- 校長として必要なマネジメント力の要素として、「学校をとりまく情報の収集・分析等」「学校内外の関係者に働きかけ、相互作用による教育力の最大化を図る視点」を追記。
 - 校長として行う教職員の人材育成の取組の中に、「教員等育成指標や研修履歴を踏まえた対話に基づく受講奨励」を追記。
 - 学校経営計画の達成に向けた取組の中に、児童生徒の多様性を踏まえた特別支援教育の支援体制の構築について明記。
 - ICTの効果的な活用を促すとともに、教員の働き方改革に向けた取組の重要性を明記。

4 今後のスケジュール

- 令和5年3月中 教員等育成指標の一部改正・通知
岩手県教育委員会ホームページに掲載
- 令和5年4月以降 令和5年度各種会議及び研修会において周知

5 学校現場における活用等

- (1) 基本研修を含めた各教員自身の振り返り
ライフステージ毎の基本研修（自己研修を含む）の際の振り返りを含め、全ての教員が日々の実践を自ら振り返る際の基本とする。
- (2) 基本面談等での確認
各学校の管理職による基本面談等の際、各教員の状況を確認する目安とする。
- (3) 採用試験、登用試験での評価への活用
教員採用試験、管理職登用試験における評価の視点に反映させる。

【添付資料】

- 1 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について」
- 2 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（教諭）」
- 3 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（養護教諭）」
- 4 「校長及び教員としての資質の向上に関する指標（栄養教諭）」

校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定について

1 趣旨

全ての教員は、児童生徒の人格の完成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度な専門職であり、グローバル化や情報化の進展等、社会が急速に変化する中であって、状況の変化を踏まえた新しい時代の教育に対応できるよう、常に、その資質の向上を図り続けることが求められる。

一方、教員の大量退職、大量採用等の影響により、経験豊富な教員から若手教員への知識・技術等の伝達が困難となるなど、教員を巡る環境が大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、教員の養成・採用・研修を通じた新たな体制を構築し、計画的・効果的に資質向上を図るため、改正された教育公務員特例法に基づき、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」（以下「指標」という。）を策定する。

2 策定の目的

- (1) 教員等の育成・採用・研修等をそれぞれ担う大学及び教育委員会等の関係機関・団体の共通理解の下、教員等が身に付けるべき資質を明確にする。
- (2) 本県の教員となることを目指す学生や本県の教員が、成長段階に応じて備えるべき資質の目安として、自らの資質を向上させていく。
- (3) 教育委員会等の関係機関・団体において、教員に対して実施する研修が、全体として一貫した体系的なものとなるための基軸とする。

3 県教委のこれまでの教員育成の考え方

人口減少、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化している中で、児童生徒の学力向上をはじめ、いじめや不登校の未然防止など、本県における教育課題が多様かつ複雑になってきたこと、さらには職業人としての倫理観、責任感の一層の確立が求められるようになってきたことなどを受けて、県教委では、教員の資質の一層の向上を図るため、「教職員の人材育成に関する検討委員会報告（平成17年3月）」（以下「報告」という。）をまとめ、教職員の人材育成や資質向上を進めてきたところである。

同報告においては、経験年数に応じた段階（ライフステージ）毎に教員に求められる資質として「ライフステージに応じて求められるもの」を、「学習指導」、「生徒指導・生活指導」、「学校運営への関わり」、「教員としての使命感や責任感」の4つの視点から定めている。

4 本県教育を取り巻く環境変化への対応の必要性

- (1) 学習指導、生徒指導のさらなる充実

児童生徒数の減少等に伴う学校の統廃合・小規模化への対応、少人数学級の推進、学力向上の取組やいじめ等の問題行動・不登校等への取組などを通じ、「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた、社会を創造する能力を育てる「人間形成」に向けた教育を行うことがさらに必要となっている。

また、平成29年3月に小中学校の学習指導要領が改訂されたことを受け、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラムマネジメントの確立等を通じて、社会に開かれた教育課程を実現し、児童生徒の資質・能力を一層確実に育成する必要がある。

(2) 復興教育、産業教育、特別支援教育の推進

東日本大震災津波の教訓を後世に語り継ぎ、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成する「いわての復興教育」の充実や本県の地域産業を担う人材の育成が求められている。

また、全ての教育の場において、特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える教育の重要性がますます高まっている。

(3) 環境変化を踏まえた資質の向上、学校マネジメントの必要性

このように教育を取り巻く環境が大きく変化している中、本県においても、教員の大量退職等に伴う年齢構成や経験年数の不均衡への対応は喫緊の課題となっており、今後、経験の浅い教員が増えていく中で、様々な課題に対応できる教員を育成していくため、資質の向上を図っていくことが必要となっている。

また、家庭や地域と連携しながら学校経営を推進し、児童生徒を育てていく必要性が高くなっている。

5 指標の内容を定める際の考え方

(1) 基本的な構成

学校種毎に策定するのではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、教員として共通に備えるべき資質について、指標を策定する。

(2) 職の区分

- ・ 児童生徒の教育をつかさどる「教諭」の指標を策定する。
- ・ 「教諭」とは、職務内容が大きく異なり、専門的な資質が必要となる「養護教諭」及び「栄養教諭」の指標を策定する。
- ・ 学校のリーダーとして教員の指導に大きな責任と役割を担う「校長」の指標を策定する。

(3) 教諭の指標を定める際の考え方

① 基本的な考え方について

本県のこれまでの教員育成の考え方を踏まえ、報告における「ライフステージにおいて求められるもの」と4つの視点を基にしながら、「キャリア・ライフステージ」に「採用時」の段階を加え、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指針」（以下「指針」という。）に定められている事項、岩手の教育の特徴に関する事項などによる視点などを踏まえ、指標を策定する。

② キャリア・ライフステージ（横軸）について

ア 採用時

教員の任命権者である県教育委員会と教員養成を担う大学とが新規採用教員に対して求める資質の水準を共有する観点から、第1のステージを「採用時」とする。

イ 採用後

教員が身に付けていく資質を基礎力、実践力、総合力と位置付け、各期毎にステージを定めることとする。

ウ 基礎力の形成期、実践力の向上期、実践力の充実期

採用後の一定期間は育成にとって最も重要な期間であり、求められる資質をきめ細かに定める必要があることから、ステージはそれぞれ5年間とし、「基礎力の形成期」、「実践力の向上期」、「実践力の充実期」とする。

エ 実践力の発展期、総合力の発揮期

「実践力の充実期」を経た後の「実践力の発展期」（10年間）、「総合力の発揮期」（13年間）のステージとし、校務分掌等において校内での中核をなす教員に求められる資質を定めることとする。

オ 校長（総合力の発揮期）

学校のリーダーとして、組織マネジメントや教職員の指導力向上などについて、大きな責任と役割を担っている「校長」に求められる資質を定めることとし、教諭の指標との連続性を明らかにするため「総合力の発揮期（校長）」とする。

〔キャリア・ライフステージ〕 ※網掛け以外は報告と同じ。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・採用時・基礎力の形成期（5年間）・実践力の向上期（5年間）・実践力の充実期（5年間）・実践力の発展期（10年間）・総合力の発揮期（13年間）（・校長） |
|--|

※1 ステージ毎に「目指す教員像」の項目を設け、ステージを通じた目標や特性を記載。

※2 教員としての育成のモデルであることを明確にするため、ステージ毎に、その目安となる経験年数や年齢を表示。

③ 視点（縦軸）について

ア 教員としての素養

教員は、学習指導を行うとともに、児童生徒の人格の完成を目指し、社会のルールやマナーを教える立場でもあり、児童生徒の手本となる存在として、教育に対する使命感、責任感や倫理観を持ちながら、絶えず学び続け、豊かな人間性を身に付けていくことが重要である。

また、教育は、児童生徒や保護者等との信頼関係の上に成り立っており、教員が児童生徒に対して深い愛情をもって接することは勿論のこと、他者の意見に耳を傾けコミュニケーションを取りながら、社会が大きく変化していく中で様々な課題に臆することなく取り組む姿勢が求められている。

これらの資質は、教員が本来備えていなければならない「教員としての素養」であり、視点として設定し、全てのステージを通じて同じ指標とするとともに、指標の最上位に位置付ける。

イ 学習指導力、生徒指導力、マネジメント力

報告においては、「学習指導」、「生徒指導・生活指導」が視点として定められており、現在においても、これらは教員に求められる力の中核をなすものであることから、「学習指導力」、「生徒指導力」の視点を設定するとともに、同僚職員と連携する力のほか、家庭や地域と連携する力も求められていることから、「マネジメント力」の視点を加える。

ウ 復興教育、キャリア教育、特別支援教育

県教委においては、岩手県の地域の特色を盛り込んだプログラム、指針等に基づき、「復興教育」、「キャリア教育」及び「特別支援教育」の推進に取り組んでいるところである。本県における教員の育成を図る上で重要な要素であることから、これらを視点として設けることとする。

〔視点（教諭）〕 ※網掛けは今回修正・新設する視点であるもの。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 教員としての素養2 学習指導力3 生徒指導力4 マネジメント力5 復興教育の視点6 キャリア教育の視点7 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点8 ICTや情報・教育データの利活用の視点 |
|--|

〔参考：岩手の教員に求められるもの（報告）〕

- 分かりやすい授業ができ、児童生徒に確かな学力をつけることができること
- 児童生徒に対する愛情を持ち、一人ひとりの児童生徒と真剣に向き合うことができること
- 豊かな人間性を持ち、幅広い教養と良識を身につけていること
- 教員としての使命感や責任感を持っていること

④ 視点内の項目について

本県の教育現場の現状や報告、指針で定める観点、学習指導要領、生徒指導提要などを参考にしつつ、視点の中にこれを構成する項目を設定する。

各項目においては、**ステージ毎に身に付けるべき重要な資質を具体的に記載し、それまでに身に付けた資質の上に、次のステージで新たな資質を身に付けていく指標とする。**

また、学校への期待の高まりや学校教育課題の複雑・多様化に伴い、様々な課題に立ち向かうことのできる力強い教員を育成する必要があることから、「**課題に立ち向かう力**」を項目として設けるものとする。

なお、各視点毎に、教員に求められる重要な柱となる資質を「1～5年目」から「26年～」までのステージを通じて記載する。

〔視点内の項目（教諭）〕

- 1 教員としての素養
 - 自ら学び続ける意欲・探求心
 - 使命感、責任感、倫理観
 - 教育的愛情
 - 豊かな人間性
 - コミュニケーション力
 - 課題に立ち向かう力
- 2 学習指導力
 - **カリキュラム・マネジメント**
 - 教科教育等の専門性
 - 確かな学力を育む授業
- 3 生徒指導力
 - **発達支持的生徒指導**
 - いじめ等の問題行動・不登校等への対応
 - 教育相談
- 4 マネジメント力
 - 学校組織**における**連携・協働
 - 危機管理
 - 関係者等との連携・協働
- 5 復興教育の視点
- 6 キャリア教育の視点
- 7 **特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点**
 - **特別支援教育**
 - **多様性への配慮**
- 8 **I C Tや情報・教育データの利活用の視点**

「教員等育成指標」における各視点（総論）

1 教員としての素養

- 自ら学び続ける意欲・探究心
- 使命感、責任感、倫理観

- 教育的愛情
- 豊かな人間性
- コミュニケーション力
- 課題に立ち向かう力

2 学習指導力

- カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、組織的かつ計画的に、教育課程の編成、実施、評価、改善を図るなど、教育活動全体を通して児童生徒の資質・能力を育成している。
- 各教科等に係る資質・能力を育むために必要となる知識を身に付け、「指導と評価の一体化」を意識しながら、継続的に専門性の向上に取り組んでいる。
- 児童生徒の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るとともに、児童生徒の主体性を育みながら、学習者中心の授業を実践している。
- 「いわての授業づくり3つの視点」に基づいた授業を実践し、児童生徒のつまずきなどに応じて授業を工夫・改善しながら、主体的・対話的で深い学びを実現している。

3 生徒指導力

- 常にカウンセリングマインドを持ち、他の教職員や関係機関等と連携しながら、日常の児童生徒との人間的な触れ合いや問題行動への毅然とした対応を通じて信頼関係を築き、相互関係にある個と集団を高めることを意識して指導している。
- 人権に関する深い認識のもと、児童生徒一人一人の人格や価値観を尊重し、学校生活のあらゆる場や機会を捉え、健全な成長を促し、自ら自己実現を図るための自己指導能力を育成している。
- 児童生徒の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の多様性を踏まえながら信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行っている。
- 教育相談の意義や理論を理解し、児童生徒一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行っている。

4 マネジメント力

- 学校経営計画のもと、学校内外の教育資源（人・物・資金・情報・時間等）を効果的に活用し、評価・改善の視点を持って業務を推進している。
- 児童生徒や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等を常に意識し、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。
- 育てたい児童生徒像や目指すべき教育ビジョンを保護者や地域住民と共有し、目標の実現に向けて連携・協働する姿勢を身に付けている。

5 復興教育の視点

- 東日本大震災津波の教訓を継承し、児童生徒が生きていく上で直面する課題を乗り越えていけるよう、命の大切さや人・地域とのつながり、安全などについて、実際の体験を通じた学びを推進することにより、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成に取り組んでいる。

6 キャリア教育の視点

- 「いわてのキャリア教育指針」を理解し、地域社会や企業等と連携しながら、児童生徒に、総合生活力と人生設計力を育成するなど、教育活動全体を通じてキャリア教育を推進している。

7 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点

○「いわて特別支援教育推進プラン」に基づき、障がいに関する知識や配慮等についての理解を深めるとともに、特別支援教育コーディネーター等の関係者と連携を図り、個に応じた指導や多様な価値観等に配慮した指導を行うことで、「共に学び、共に育つ教育」を推進している。

○特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対する多様性と包摂性の視点を持ち、組織的に対応するために必要な知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行っている。

8 ICTや情報・教育データの利活用の視点

○学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等での積極的・効果的な活用を図るとともに、児童生徒の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行っている。

○幅広く教育データを活用し、自らの指導と、児童生徒の学習の改善を図ることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に取り組んでいる。

（4）校長に関する指標の内容を定める際の考え方

校長の指標は、教諭の指標に定めた資質は当然備わっていることを前提とし、学校のリーダーとしての資質や、学習指導、生徒指導を含めた**管理職としてのマネジメント力が必要**となることから、学習指導力等を含む**マネジメント力を中心とした指標**とする。

〔視点内の項目（校長）〕

<ul style="list-style-type: none">○ 校長としての素養<ul style="list-style-type: none">・ 教諭として高めてきた素養・資質・ 教育者としての高い見識	<ul style="list-style-type: none">○ マネジメント力<ul style="list-style-type: none">・ 学校経営計画の達成・ 教職員の管理・ 教職員の人材育成・ 危機管理・ 事務管理・ 関係者等との連携・協働・ 学校をとりまく情報の収集・分析等
---	--

（5）養護教諭及び栄養教諭の指標の内容を定める際の考え方

教員としての基本的な資質に変わりはないことから、**教諭の指標をベース**として策定する。

また、教諭とは職務内容の異なる「学習指導力」の視点を、「**養護教諭及び栄養教諭の専門領域における職務**」の視点として設定する。

〔視点内の項目（養護教諭）〕

<p>2 養護教諭の専門領域における職務</p> <ul style="list-style-type: none">○ 保健管理○ 保健教育○ 個別の保健指導、健康相談○ 保健室経営○ 保健組織活動
--

〔視点内の項目（栄養教諭）〕

- 2 栄養教諭の専門領域における職務
 - 学校給食の管理
 - ・ 栄養管理
 - ・ 衛生管理
 - 食に関する指導
 - ・ 給食の時間等における食に関する指導
 - ・ 個別的な相談指導

6 指標の運用及び活用について

（1）基本研修を含めた各教員自身の振り返り

ライフステージ毎の基本研修（自己研修を含む）の際の振り返りを含め、全ての教員が日々の実践を自ら振り返る際の基本とする。

（2）研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

各学校の管理職による基本面談等の際、各教員の状況を確認する目安とする。

（3）採用試験、登用試験での評価への活用

教員採用試験、管理職登用試験における評価の視点に反映させる。

7 指標の改善と更新

指標については、様々な状況の変化に応じた不断の見直しを図ることが重要であるため、今後、その活用状況等も適宜把握しながら、必要に応じて改定していくこととする。

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(教員等育成指標)【改正案】

(教諭)

キャリア・ライフステージ 年齢 教職経験年数	採用時 (～22歳)	基礎力の形成期 (23歳～27歳) 1～5年	実践力の向上期 (28歳～32歳) 6～10年	実践力の充実期 (33歳～37歳) 11～15年	実践力の発展期 (38歳～47歳) 16～25年	総合力の発揮期 (48歳～) 26年～
校内での役割	学級担任、副担任等					
目指す教員像	学習指導、児童生徒理解、生徒指導、学級経営など、教育活動に関する基礎的な知識・技能を身に付けている。	初任校における学校勤務の経験を通じて、教育活動に関する基礎的な職務遂行能力を身に付けている。	複数の学校勤務の経験を通じて、教諭としての基礎を確立し、自らの実践を常に振り返りながら、職務遂行能力を向上させている。	学校運営の中堅として、学校全体を見渡す視野を持ち、若手教員の模範となりながら職務遂行能力を更に高めている。	中堅としての役割と責任を自覚し、同僚教員の資質向上を支援しながら、校内外に広く目を向け、関係者と連携して学校運営を牽引している。	教諭としてのこれまでの実践を基に、総合力を発揮しながら円滑な学校運営に貢献している。 また、教員としてのこれまでの豊富な経験を踏まえ、若手教員へのサポートを行うなど、人材育成に貢献している。
岩手の基本研修 (キャリア・ライフステージに応じた基本研修)	初任者研修	2年目研修	3年目研修	教職経験者 5年研修 (6年目)	中堅教諭等 資質向上研修 (11年目)	ステージアップ 研修<前期> (45歳～) ステージアップ 研修<後期> (55歳～)
1 教員としての素養	<p>自ら学び続ける意欲・探究心 ・全ての児童生徒の可能性を引き出すため、「個別最適な学び」「協働的な学び」など「令和の日本型学校教育」を理解するとともに、時代や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求められる資質を高めながら、自立的に学び、探究する姿勢を持ち続けている。</p> <p>使命感、責任感、倫理観 ・教員としての使命や責任、岩手の教育を担う一員であることを深く自覚し、教育への情熱と誇り、高い倫理観を持っている。また、岩手の未来を担う児童生徒の生命を尊重し、自ら、そして組織におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでいる。</p> <p>教育的愛情 ・「子どもの権利条約」や「こども基本法」などの理念を踏まえ、児童生徒に対する深い愛情と人権意識を持ち、一人一人の児童生徒と真剣に向き合っている。</p> <p>豊かな人間性 ・豊かな人間性を持ち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。</p> <p>コミュニケーション力 ・学校内外の様々な背景・価値観を持つ人々との対話を通して、円滑なコミュニケーションを図るとともに、チームとして課題解決に取り組むことの重要性を深く認識している。</p> <p>課題に立ち向かう力 ・心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神を持って、新たな教育課題を含む様々な課題解決に取り組んでいる。</p>					
2 学習指導力	<p>カリキュラム・マネジメント ・学習指導要領等に基づくカリキュラム・マネジメントに関する基礎・基本を理解している。</p> <p>教科教育等の専門性 ・各教科等に求められる資質・能力を理解し、必要な知識・技能を身に付けている。</p> <p>確かな学力を育む授業 ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、授業に関する基礎・基本を理解している。</p>					
3 生徒指導力	<p>発達支持的生徒指導 ・学級担任の役割や職務内容を理解し、学級経営や児童生徒の多様性に応じた指導のための必要な知識を身に付けている。</p> <p>いじめ等の問題行動・不登校等への対応 ・児童生徒のいじめ等の問題行動・不登校等に関する基礎・基本を理解している。</p> <p>教育相談 ・児童生徒の成長や発達、カウンセリングや教育相談に関する基礎・基本を理解している。</p>					
4 マネジメント力	<p>学校組織における連携・協働 ・学校組織や校務分掌等について理解している。</p> <p>危機管理 ・学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している。</p> <p>関係者等との連携・協働 ・学校が、家庭や地域、関係機関と連携・協働することの重要性を理解している。</p>					
5 復興教育の視点	<p>「いわての復興教育」が本県の教育の柱の一つであることを理解している。</p>					
6 キャリア教育の視点	<p>キャリア教育の考え方や重要性を理解している。</p> <p>社会や経済の状況に関心を持っている。</p>					
7 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点	<p>特別支援教育 ・共生社会の実現に向けた、特別支援教育の理念や指導方法について理解している。</p> <p>多様性への配慮 ・児童生徒の多様性や、個々の教育ニーズに応じた指導の重要性について理解している。</p>					
8 ICTや情報・教育データの活用	<p>ICTや情報・教育データの利活用の意義を理解している。</p>					

(校長)

総合力の発揮期 (校長)
校長
教職員の能力を把握して必要な支援を行い、関係者との連携・協働を図りながら、学校を組織体として機能させ、学校教育目標を達成している。
新任校長 研修
<p>●教諭として高めてきた素養・資質</p> <p>●教育者としての高い見識 ・教職員をはじめ、児童生徒・保護者・関係者に説明できる教育哲学・理念がある。 ・豊かな経験に基づく的確な判断力、決断力、リーダーシップを有している。 ・地域住民や関係機関の期待を受け止め、職務の重要性を自覚している。 ・国・県・市町村の教育施策等について情報収集し、教職員に周知している。</p> <p>●学校経営計画の達成 ・自校の現状や児童生徒・保護者・地域・関係者のニーズを把握し、経営計画を策定している。 ・学校の経営資源を最適化し、進行管理することで、目指す学校像や育てたい児童生徒像の実現に努めている。 ・教育課程に関するPDCAを実践し、課題解決を図りながら学校教育目標の具現化に努めている。 ・学校経営計画等に、特別支援教育に関する目標を適切に設定し、児童生徒の多様性を踏まえた学びの機会を提供している。</p> <p>●教職員の管理 ・教職員が、各自の強みを発揮しながら組織的に活躍できる適切な校務分掌を編成している。 ・教職員の日常の服務を管理し、不祥事の未然防止に努めている。 ・教職員のメンタルヘルスを含めた健康・安全・働き方に配慮し、業務改善を図りながら、ハラスメントのない風通しのよい職場風土を醸成している。 ・ICTの効果的な活用などを通じて、働き方改革を実現し、教職員の長時間労働の解消に努めている。</p> <p>●教職員の人材育成 ・教職員の特性を見出し、日常的に資質向上やライブプランに関する指導・助言を行っている。 ・教員等育成指標や個々の教職員の研修履歴等を踏まえ、対話に基づく受講奨励等を行うとともに、OJTや校内研修等を活用し、教職員個々の資質や組織としての対応力を向上させている。</p> <p>●危機管理 ・災害等を含めた危機発生時の適切な初動対応を図るとともに、学校事故・いじめ・不登校等の未然防止に努め、当事者・保護者に対し組織的かつ迅速・的確に対応している。 ・学校安全・学校保健・食育等に関する計画を策定し、周知・理解を徹底している。</p> <p>●事務管理 ・学籍・文書・財務・施設の管理について、法令等に基づき適切に行っている。</p> <p>●関係者等との連携・協働 ・家庭・地域・関係機関と適切に連携・協働し、より良い学校運営に努めている。 ・学校教育目標・経営計画等について、学校運営協議会委員等の理解を得るとともに、保護者や地域に対して積極的に発信している。 ・自ら、学校内外の関係者に働きかけ、その相互作用により、学校としての教育力の最大化を図っている。</p> <p>●学校をとりまく情報の収集・分析等 ・様々なデータや、学校が置かれている内外の環境に関する情報について、自ら収集・整理・分析するとともに、必要に応じて教職員や関係者との間で共有している。</p>
校長としての素養
マネジメント力

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(教員等育成指標)【改正案】

(養護教諭)		キャリア・ライフステージ 年齢 教職経験年数	採用時 (～22歳)	基礎力の形成期 (23歳～27歳) 1～5年	実践力の向上期 (28歳～32歳) 6～10年	実践力の充実期 (33歳～37歳) 11～15年	実践力の発展期 (38歳～47歳) 16～25年	総合力の発揮期 (48歳～) 26年～																							
校内での役割		養護教諭																													
目指す教員像		学習指導、児童生徒理解、生徒指導、学級経営など、教育活動に関する基礎的な知識・技能を身に付けている。	初任校における学校勤務の経験を通じて、教育活動に関する基礎的な職務遂行能力を身に付けている。	複数の学校勤務の経験を通じて、養護教諭としての基盤を確立し、自らの実践を常に振り返りながら、職務遂行能力を向上させている。	学校運営の中堅として、学校全体を見渡す視野を持ち、若手教員の模範となりながら職務遂行能力を更に高めている。	中堅としての役割と責任を自覚し、同僚教員の資質向上を支援しながら、校内外に広く目を向け、関係者と連携して学校運営を牽引している。	養護教諭としてのこれまでの実践を基に、総合力を発揮しながら円滑な学校運営に貢献している。 養護教諭としてのこれまでの豊富な経験を踏まえ、若手教職員へのサポートを行うなど、人材育																								
岩手の基本研修 (キャリア・ライフステージに応じた基本研修)			初任者研修	2年目研修	3年目研修	教職経験者 5年研修 (6年目)	中堅教諭等 資質向上研修 (11年目)	ステージアップ 研修<前期> (45歳～)	ステージアップ 研修<後期> (55歳～)																						
1 教員としての 素養	自ら学び続ける意欲・探究心	・全ての児童生徒の可能性を引き出すため、「個別最適な学び」「協働的な学び」など「令和の日本型学校教育」を理解するとともに、時代や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求められる資質を高めながら、自立的に学び、探究する姿勢を持ち続けている。																													
	使命感、責任感、倫理観	・教員としての使命や責任、岩手の教育を担う一員であることを深く自覚し、教育への情熱と誇り、高い倫理観を持っている。また、岩手の未来を担う児童生徒の生命を尊重し、自ら、そして組織におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでいる。																													
	教育的愛情	・「子どもの権利条約」や「こども基本法」などの理念を踏まえ、児童生徒に対する深い愛情と人権意識を持ち、一人一人の児童生徒と真剣に向き合っている。																													
	豊かな人間性	・豊かな人間性を持ち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。																													
	コミュニケーション力	・学校内外の様々な背景・価値観を持つ人々との対話を通して、円滑なコミュニケーションを図るとともに、チームとして課題解決に取り組むことの重要性を深く認識している。																													
	課題に立ち向かう力	・心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神を持って、新たな教育課題を含む様々な課題解決に取り組んでいる。																													
2 養護教諭の専門領域における職務	養護教諭の専門領域における職務の内容を理解している。	・学校保健計画、保健室経営計画、学習指導要領に基づき、児童生徒をはじめ学校における健康課題を解決するなど、児童生徒の心身の健康を保持・増進させている。	保健管理	・救急処置、健康診断、疾病予防、環境衛生等の保健管理に関する基礎・基本を理解している。	・必要に応じて同僚等の助言を受けながら、具体的計画の策定から事後措置まで、計画的に保健管理を行っている。	保健教育	・学習指導要領の健康に関する指導の目標や内容など、保健教育に関する基礎・基本を理解している。	・学校教育目標、教育課程、指導計画の内容を理解しながら、適切な情報提供に努め、保健教育を実践している。	個別の保健指導、健康相談	・健康相談に関する法的位置付けや内容など、基礎・基本を理解している。	・学級担任等と連携しながら、児童生徒個々の健康課題を把握し、個別の保健指導や健康相談を進めている。	保健室経営	・保健室経営に関する基礎・基本を理解している。	・保健室経営計画に基づき、組織的・計画的に保健室経営を行っている。	・学級担任など教員等と連携しながら、課題解決型の保健室経営を行っている。	保健組織活動	・保健組織活動に関する基礎・基本を理解している。	・学校の保健組織を有効に活用しながら、保健管理や保健教育を推進している。	・保健主事と連携し、校内の共通理解を図りながら、学校の保健組織活動を推進している。	・発生しうる危機と回避する手立てを想定し、見通しを持ちながら、関係者と連携して保健管理を行っている。	・発生しうる危機と回避する手立てを想定し、学校運営に具体的に反映させながら、組織的な保健管理を行っている。	・教科や個別指導と関連付け、学級担任や教科担任に働きかけながら、教育活動全体を通じて保健教育を牽引している。	・児童生徒個々の健康課題を校内で共有し、コーディネーターとしての役割を果たしながら、個別の保健指導や健康相談を推進している。	・校内体制を整備し、児童生徒の組織的な支援を進めながら、健康課題の早期発見、早期解決を牽引している。	・保健室経営計画の具体的な方策を学校経営と関連付け、保健活動を活性化させている。	・保健組織の中核的存在として、学校保健委員会など保健組織活動を牽引している。	・他の学校や関係機関と連携し、地域におけるネットワークを構築するなど、学校内外の保健管理体制を充実させている。	・教育活動全体を通じて、児童生徒に主体的な健康課題解決力を育成する手立てを講じながら、学校の保健教育に貢献している。	・家庭や学校医等、地域の関係者と連携し、保健管理や保健教育とも関連付けながら、個別の保健指導や健康相談を推進している。	・保護者や地域、関係機関と連携して、組織的・効果的に保健室経営を推進している。	・地域の保健組織活動と連携しながら、学校及び地域の健康課題解決に貢献している。
3 生徒指導力	発達支持的生徒指導	・養護教諭として、学級担任の役割や職務内容を理解し、学級経営や児童生徒の多様性にに応じた指導のための必要な知識を身に付けている。	・学級経営の方針に基づき、集団指導及び個人指導の両面から、全ての児童生徒に対する必要な生徒指導を実践している。	・学級・学年・部活動など様々な場面において、多様性を踏まえた児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導の両面から発達支持的生徒指導を実践している。	・養護教諭として様々な立場の同僚との連携のもと、多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った発達支持的生徒指導を実践している。	・多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った生徒指導に向けて同僚を支援するなど、学校全体の発達支持的生徒指導を牽引している。	・多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った生徒指導に	いじめ等の問題行動・不登校等への対応	・児童生徒のいじめ等の問題行動・不登校等に関する基礎・基本を理解している。	・いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努め、兆候を発見する視点を持って児童生徒一人一人と向き合うとともに、他の教員や関係機関との連携を心がけている。	・いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努め、兆候を発見する視点を持って児童生徒一人一人と向き合うとともに、他の教員や関係機関との連携を心がけている。	・校内での研修や情報共有に主体的に取り組み、若手教員のスキル向上を支援しながら、いじめ等の問題行動・不登校等に関する学校の対応力向上に取り組んでいる。	・いじめ等の問題行動・不登校等の解決に向け、指導計画の策定や児童生徒への指導、関係機関との連携等に関し中核的役割を担い、学校としての対応を牽引している。	・学校全体の動きに気を配り、同僚の課題解決を支援するなど、いじめ等の問題行動・不登校等の解決に向けた学校全体の対応力向上に貢献している。	教育相談	・児童生徒の成長や発達、カウンセリングや教育相談に関する基礎・基本を理解している。	・学校の教育相談体制を理解し、必要に応じて助言を受けながら、随時的・計画的に教育相談の機能を教育活動に生かしている。	・実践や研修等を通してカウンセリングや教育相談に関する技法を身に付けるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭と積極的な情報共有に努めている。	・実践を通してカウンセリングマインドを身に付け、教育活動や保護者面談等に教育相談的配慮を生かしている。	・スクールカウンセラーや同僚と指導方針を共有し、教育相談を分担するなど、組織的な教育相談を牽引している。	・保護者等からの教育相談等に対して受容的に対処し、適切に助言するスキルを高めながら、同僚の育成に努めている。										
4 マネジメント力	学校組織における連携・協働	・学校組織や校務分掌等について理解している。	・校内における自己の役割を理解し、必要に応じて同僚の助言を受けながら業務を推進している。	・分掌内の動きを見通し、同僚と協働して業務を推進しながら、分掌運営に必要なスキルを向上させている。	・幅広い分掌の経験に基づいて、学校全体の動きを見通し、建設的な提言をしながら業務を推進している。	・同僚の業務を支援するとともに、学校内外の動きを考慮しながら、評価・改善の視点を持って各種業務を推進している。	・学校全体の状況を踏まえ、管理職に改善方策などを提案し、調整を図りながら業務を推進している。	危機管理	・学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している。	・常に児童生徒の安全や健康に配慮し、日頃から同僚との情報の報・連・相に努めている。	・危機的確な予測や、危機を察知した際の迅速な対応を意識して行動している。	・児童生徒集団に目を配り、危機を察知した際は、率先して迅速な行動をとっている。	・危機を察知した際は、関係機関と適切に連携をとり主体的に行動するなど、危機対応を牽引している。	・学校全体に気を配り、同僚に適切な助言を行うなど、学校における危機管理体制の構築に貢献している。	関係者等との連携・協働	・学校が、家庭や地域、関係機関と連携・協働することの重要性を理解している。	・学級や部活動等で、担当する児童生徒の保護者と積極的なコミュニケーションに努めている。	・保護者や地域など、関係者と良好な関係を築き、教育活動に生かしている。	・関係者との良好な関係を生かして、積極的に情報共有を図り、教育活動に生かしている。	・関係者と連携した教育活動の際、積極的に調整役を担っている。	・関係者との信頼関係を築き、地域の教育資源を教育活動に繋げている。										
5 復興教育の視点	復興教育の視点	・「いわての復興教育」が本県の教育の柱の一つであることを理解している。	・復興教育の理念や3つの教育的価値などを理解するとともに、児童生徒が震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を実践している。	・地域の実情・課題に応じて、児童生徒が、様々な教科等での学びを通して地域や関係機関と積極的に関わりながら、震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を展開し、復興・発展を支える人づくりに取り組んでいる。	・地域の実情・課題に応じて、学校全体の教育活動と関連付けながら、児童生徒が、家庭や地域、関係機関・団体等と協働して、震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、学校としての復興教育を牽引している。	・今後予想される自然災害等に備えた実践的・実効的な防災教育を推進するとともに、指導計画の立案や校内体制の構築、教育課程の編成などを組織的・計画的に進め、教育活動全体を通じた復興教育の充実に貢献している。																									
6 キャリア教育の視点	キャリア教育の視点	・キャリア教育の考え方や重要性を理解している。 ・社会や経済の状況に関心を持っている。	・本県のキャリア教育の考え方や学校の実情などを理解し、学びの連続性や社会との接続を意識しながらキャリア教育を実践している。	・家庭、地域、企業、関係機関との関係を積極的に築きながら、キャリア教育を展開している。 ・児童生徒の主体的な進路選択に資するよう、ライフデザイン能力の育成を図っている。	・家庭、地域、企業、関係機関との連絡・調整に関する中核的役割を担い、校内外の関係者と協働しながらキャリア教育を牽引している。	・学校のキャリア教育に関する全体計画の立案、校内体制の構築など、社会の変化に応じたキャリア教育の具体的な推進に貢献している。																									
7 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点	特別支援教育	・共生社会の実現に向けた、特別支援教育の理念や指導方法について理解している。	・児童生徒一人一人の特性や学習状況の理解に努め、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働を進めて、指導内容や指導方法を工夫している。	・教職員間の共通理解の促進や関係機関との連携・協働のもと、個別の指導計画に基づいた指導を改善している。	・校内支援体制構築の必要性を理解し、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働に主体的に取り組んでいる。	・学校が組織的に行う校内支援体制の整備について、関係機関と連携協働しながら牽引している。	特別支援教育	・児童生徒の多様性や、個々の教育ニーズに応じた指導の重要性について理解している。	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持って支援している。	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持ちながら、学習上・生活上の支援に向けて組織的に取り組んでいる。	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持ちながら、学習上・生活上の支援に向けて組織的に取り組んでいる。	・多様性への配慮に関する見識に基づき、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解して、学習上・生活上の支援に向けた組織的な取組を牽引している。	・多様性への配慮に関する見識に基づき、関係機関等との連携を進めながら、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への組織的な支援に貢献している。																		
8 ICTや情報・教育データの利活用の視点	ICTや情報・教育データの利活用の視点	・ICTや情報・教育データの利活用の意義を理解している。	・学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等での積極的・効果的な活用を図るとともに、児童生徒の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行っている。	・幅広く教育データを活用し、自らの指導の改善と、児童生徒の学習の改善を図ることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に取り組んでいる。																											

(※ 校長の指標は教諭と同じであるため表示を省略)

校長及び教員としての資質の向上に関する指標(教員等育成指標)【改正案】

キャリア・ライフステージ 年齢 (目安) 教職経験年数 (目安)		採用時 (～22歳)	基礎力の形成期 (23歳～27歳) 1～5年	実践力の向上期 (28歳～32歳) 6～10年	実践力の充実期 (33歳～37歳) 11～15年	実践力の発展期 (38歳～47歳) 16～25年	総合力の発揮期 (48歳～) 26年～		
校内での役割		栄養教諭							
目指す教員像		学習指導、児童生徒理解、生徒指導、学級経営など、教育活動に関する基礎を理解し、栄養教諭の専門領域に関する基礎的な知識・技能を身に付けている。	初任施設における学校勤務等の経験を通じて、栄養教諭の専門領域に関する基礎的な職務遂行能力を身に付けている。	複数の施設勤務の経験を通じて、栄養教諭としての基盤を確立し、自らの実践を振り返りながら、職務遂行能力を向上させている。	施設運営の中堅として、施設全体を見渡す視野を持ち、若手教職員の模範となりながら、職務遂行能力を更に高めている。	中堅としての役割と責任を自覚し、同僚教職員の資質向上を支援しながら、施設内外に広く目を向け、関係者と連携して施設運営を牽引している。	栄養教諭としてのこれまでの実践を基に、管理職の方針を踏まえ、総合力を発揮しながら円滑な施設運営に貢献している。 栄養教諭としてのこれまでの豊富な経験を踏まえ、若手教職員へのサポートを行うなど、人材育成に貢献している。		
岩手の基本研修 (キャリア・ライフステージに応じた基本研修)			初任者研修	2年目研修	3年目研修	教職経験者 5年研修 (6年目)	中堅教諭等 資質向上研修	ステージアップ 研修<前期> (45歳～)	ステージアップ 研修<後期> (55歳～)
1 教員としての素養	自ら学び続ける意欲・探究心	・全ての児童生徒の可能性を引き出すため、「個別最適な学び」「協働的な学び」など「令和の日本型学校教育」を理解するとともに、時代や社会の変化、キャリア・ライフステージに応じて求められる資質を高めながら、自律的に学び、探究する姿勢を持ち続けている。							
	使命感、責任感、倫理観	・教員としての使命や責任、岩手の教育を担う一員であることを深く自覚し、教育への情熱と誇り、高い倫理観を持っている。また、岩手の未来を担う児童生徒の生命を尊重し、自ら、そして組織におけるコンプライアンスの徹底に取り組んでいる。							
	教育的愛情	・「子どもの権利条約」や「こども基本法」などの理念を踏まえ、児童生徒に対する深い愛情と人権意識を持ち、一人一人の児童生徒と真剣に向き合っている。							
	豊かな人間性	・豊かな人間性を持ち、社会人としての常識や幅広い教養を身に付けている。							
	コミュニケーション力	・学校内外の様々な背景・価値観を持つ人々との対話を通して、円滑なコミュニケーションを図るとともに、チームとして課題解決に取り組むことの重要性を深く認識している。							
2 栄養教諭の専門領域における職務	課題に立ち向かう力	・心身共に健康で、様々な状況でも感情をコントロールしながら、忍耐力とチャレンジ精神を持って、新たな教育課題を含む様々な課題解決に取り組んでいる。							
学校給食の管理	栄養管理	・学校給食の栄養管理は、学校給食実施基準に基づき、適切に行うことを理解している。	・児童生徒の食生活や地域の実態と課題を把握し、学校給食摂取基準や食品構成に配慮した献立の作成により、適切に栄養管理を行っている。	・個々の児童生徒の健康状態や生活活動の実態並びに地域の実情等を踏まえ、学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行っている。	・児童生徒の健康に関する実態や地域の実情等を把握し、食事状況調査等の状況把握を踏まえ、学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行っている。	・学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行うとともに、教職員に指導・助言を行うなど連携を図りながら、栄養管理の内容を指導に生かしている。	・学校給食実施基準に基づき、適切に栄養管理を行うとともに、これまで培ってきた栄養管理の実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
	衛生管理	・学校給食の衛生管理は、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に行うことを理解している。	・調理場・受配校の施設・設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等の実態把握に努め、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に対処している。	・学校給食施設・設備等について必要な措置を講じ、学級担任等が行う衛生管理に係る指導について、学校給食衛生管理基準に基づき、適切に対処している。	・関係機関等と連携を図り、学校給食衛生管理基準に基づき、学校給食施設・設備等や受配校における衛生管理上の課題を改善している。	・学校給食衛生管理基準に基づき、適切に衛生管理を行うとともに、教職員に指導・助言を行うなど連携を図りながら、衛生管理の内容を指導に生かしている。	・学校給食衛生管理基準に基づき、適切に衛生管理を行うとともに、これまで培ってきた衛生管理の実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
	給食の時間等における食に関する指導	・学校給食と関連付けながら、食に関する指導を行う重要性について理解している。	・児童生徒の食生活の実態と課題を把握し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画等に位置付けて、給食の時間等における食に関する指導を行っている。	・年間指導計画等に基づいて、学級担任等と連携しながら、資料提供し児童生徒に指導するなど、給食の時間等における食に関する指導を行っている。	・発達段階に応じた食に関する指導を行うとともに、指導の結果、児童生徒の行動がどのように変容したか観察し、事後の指導に生かしている。	・食に関する課題を把握し、発達段階に応じた食に関する指導を行うとともに、教科等の学習内容と学校給食を関連付けるなど体系的に指導している。	・給食の時間等における食に関する指導を充実させるとともに、これまで培ってきた実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
	個別的な相談指導	・児童生徒の実態把握に基づき、個別的な相談指導を行う重要性について理解している。	・食に関する健康課題を有する児童生徒の実態を把握するとともに、必要に応じて同僚の助言を受けながら、適切に対処している。	・食に関する健康課題を有する児童生徒の実態を把握するとともに、学級担任等と連携しながら、組織的な対応を行っている。	・食に関する健康課題を有する児童生徒について、関係する教職員と共通理解を図り、保護者や関係機関等と連携して個別的な相談指導を行っている。	・食に関する健康課題を有する児童生徒について、個に応じた指導計画を作成し、組織的に対応するとともに、記録、評価、改善を適切に行っている。	・個別的な相談指導を充実させるとともに、これまで培ってきた実践や経験を後進に伝え、指導的役割を果たしている。		
3 生徒指導力	発達支持的生徒指導	・栄養教諭として、学級担任の役割や職務内容を理解し、学級経営や児童生徒の多様性に応じた指導のための必要な知識を身に付けている。	・学級経営の方針に基づき、集団指導及び個人指導の両面から、全ての児童生徒に対する必要な生徒指導を実践している。	・学級・学年・部活動など様々な場面において、多様性を踏まえた児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導の両面から発達支持的生徒指導を実践している。	・養護教諭など様々な立場の同僚との連携のもと、多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った発達支持的生徒指導を実践している。	・多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った生徒指導に向けて同僚を支援するなど、学校全体の発達支持的生徒指導を牽引している。	・多様性に配慮した児童生徒理解に基づき、集団指導と個別指導相互の調和を図った生徒指導に向けて助言するなど、学校全体の発達支持的生徒指導の実現に貢献している。		
いじめ等の問題行動・不登校等への対応	・児童生徒のいじめ等の問題行動・不登校等に関する基礎・基本を理解している。	・いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努め、兆候を発見する視点を持って児童生徒一人一人と向き合うとともに、他の教員や関係機関との連携を心がけている。	・いじめ等の問題行動・不登校等の未然防止に努めるとともに、実践や研修等を通じて発生時の対応スキルを身に付け、組織的に児童生徒の成長を支援している。	・校内での研修や情報共有に主体的に取り組み、若手教員のスキル向上を支援しながら、いじめ等の問題行動・不登校等に関する学校の対応力向上に取り組んでいる。	・いじめ等の問題行動・不登校等の解決に向け、指導計画の策定や児童生徒への指導、関係機関との連携等に関し中核的役割を担い、学校としての対応を牽引している。	・学校全体の動きに気を配り、同僚の課題解決を支援するなど、いじめ等の問題行動・不登校等の解決に向けた学校全体の対応力向上に貢献している。			
教育相談	・児童生徒の成長や発達、カウンセリングや教育相談に関する基礎・基本を理解している。	・学校の教育相談体制を理解し、必要に応じて助言を受けながら、随時的・計画的に教育相談の機能を教育活動に生かしている。	・実践や研修等を通じてカウンセリングや教育相談に関する技法を身に付けるとともに、スクールカウンセラーや養護教諭と積極的な情報共有に努めている。	・実践を通してカウンセリングマインドを身に付け、教育活動や保護者面談等に教育相談的配慮を生かしている。	・スクールカウンセラーや養護教諭など同僚と指導方針を共有し、教育相談を分担するなど、組織的な教育相談を牽引している。	・保護者等からの教育相談等に対して受容的に対処し、適切に助言するスキルを高めながら、同僚の育成に努めている。			
4 マネジメント力	学校及び共同調理場組織における連携・協働	・学校及び共同調理場組織や校務分掌等について理解している。	・校内及び共同調理場内における自己の役割を理解し、必要に応じて同僚の助言を受けながら業務を推進している。	・分掌内の動きを見通し、同僚と協働して業務を推進しながら、分掌運営に必要なスキルを向上させている。	・幅広い分掌の経験に基づいて、学校及び共同調理場全体の動きを見通し、建設的な提言をしながら業務を推進している。	・同僚の業務を支援するとともに、学校及び共同調理場内外の動きを考慮しながら、評価・改善の視点を持って各種業務を推進している。	・学校及び共同調理場全体の状況を踏まえ、管理職に改善方策などを提案し、調整を図りながら業務を推進している。		
危機管理	・学校安全、学校保健等に関する基本的な知識を持ち、学校事故等に対する危機管理の重要性を理解している。	・常に児童生徒の安全や健康に配慮し、日頃から同僚との情報の報・連・相に努めている。	・危機的的確な予測や、危機を察知した際の迅速な対応を意識して行動している。	・児童生徒集団に目を配り、危機を察知した際は、率先して迅速な行動をとっている。	・危機を察知した際は、関係機関と適切に連携をとり主体的に行動するなど、危機対応を牽引している。	・学校及び共同調理場全体に気を配り、同僚に適切な助言を行うなど、学校における危機管理体制の構築に貢献している。			
関係者等との連携・協働	・学校が、家庭や地域、関係機関と連携・協働することの重要性を理解している。	・学級や部活動等で、担当する児童生徒の保護者と積極的なコミュニケーションに努めている。	・保護者や地域など、関係者と良好な関係を築き、教育活動に生かしている。	・関係者との良好な関係を生かして、積極的に情報共有を図り、教育活動に生かしている。	・関係者と連携した教育活動の際、積極的に調整役を担っている。	・関係者との信頼関係を築き、地域の教育資源を教育活動に繋げている。			
5 復興教育の視点	・「いわての復興教育」が本県の教育の柱の一つであることを理解している。	・復興教育の理念や3つの教育的価値などを理解するとともに、児童生徒が震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を実践している。	・地域の実情・課題に応じて、児童生徒が、様々な教科等での学びを通して地域や関係機関と積極的に関わりながら、震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、復興教育を展開し、復興・発展を支える人づくりに取り組んでいる。	・地域の実情・課題に応じて、学校全体の教育活動と関連付けながら、児童生徒が、家庭や地域、関係機関・団体等と協働して、震災の経験や教訓を学ぶ機会を設定するなど、学校としての復興教育を牽引している。	・今後予想される自然災害等に備えた実践的・実効的な防災教育を推進するとともに、指導計画の立案や校内体制の構築、教育課程の編成などを組織的・計画的に進め、教育活動全体を通じた復興教育の充実に貢献している。				
6 キャリア教育の視点	・キャリア教育の考え方や重要性を理解している。 ・社会や経済の状況に関心を持っている。	・本県のキャリア教育の考え方や学校の実情などを理解し、学びの連続性や社会との接続を意識しながらキャリア教育を実践している。	・家庭、地域、企業、関係機関との関係を積極的に築きながら、キャリア教育を展開している。 ・児童生徒の主体的な進路選択に資するよう、ライフデザイン能力の育成を図っている。	・家庭、地域、企業、関係機関との連絡・調整に関する中核的役割を担い、校内外の関係者と協働しながらキャリア教育を牽引している。	・学校におけるキャリア教育に関する全体計画の立案、校内体制の構築など、社会の変化に応じたキャリア教育の具体的な推進に貢献している。				
7 特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育の視点	特別支援教育	・共生社会の実現に向けた、特別支援教育の理念や指導方法について理解している。	・児童生徒一人一人の特性や学習状況の理解に努め、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働を進めて、指導内容や指導方法を工夫している。	・教職員間の共通理解の促進や関係機関との連携・協働のもと、個別の指導計画に基づいた指導を行い、客観的な視点による評価を行いながら指導を改善している。	・校内支援体制構築の必要性を理解し、教職員間の共通理解や関係機関との連携・協働に主体的に取り組んでいる。	・学校が組織的に校内支援体制の整備について、関係機関と連携協働しながら牽引している。	・校内支援体制の充実や教職員の専門性の向上など、児童生徒のニーズに応える教育に貢献している。		
多様性への配慮	・児童生徒の多様性や、個々の教育ニーズに応じた指導の重要性について理解している。	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持って支援している。	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持ちながら、学習上・生活上の支援の工夫を行っている。	・特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解し、多様性への配慮の視点を持ちながら、学習上・生活上の支援に向けて組織的に取り組んでいる。	・多様性への配慮に関する見識に基づき、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒の特性等を理解して、学習上・生活上の支援に向けた組織的な取組を牽引している。	・多様性への配慮に関する見識に基づき、関係機関等との連携を進めながら、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への組織的な支援に貢献している。			
8 ICTや情報・教育データの利活用の視点	・ICTや情報・教育データの利活用の意義を理解している。	・学校におけるICT活用の意義を理解し、授業や校務等での積極的・効果的な活用を図るとともに、児童生徒の情報活用能力(情報モラルを含む。)を育成するための授業実践等を行っている。	・幅広く教育データを活用し、自らの指導の改善と、児童生徒の学習の改善を図ることで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に取り組んでいる。						

(※ 校長の指標は教諭と同じであるため表示を省略)

事務報告 4

「岩手県附属機関条例」の制定について

「岩手県附属機関条例」について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの照会があり、県教育委員会として異存ない旨回答したので報告します。

令和 5 年 3 月 13 日

「岩手県附属機関条例」の制定について

2月議会に提案された「岩手県附属機関条例」（以下「条例」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見照会があり、県教育委員会として異存ない旨回答したので、報告します。

1 「岩手県附属機関条例」の概要

(1) 条例制定の趣旨

本県における審議会及び会議等についての運用の法適合性を高めるとともに、行政の透明性と適正性の確保、業務の効率化の観点から、審議会等の整理統合を含めた見直しを行うため、制定するもの。

(2) 条例案の内容

規定内容：対象となる附属機関の設置及び所掌事項、組織、会長等、専門委員、会議、部会、意見の聴取 など

施行期日：令和5年4月1日

2 県教育委員会が所管する審議会等の取扱い

(1) 部局ごとに個別規定する附属機関として、本条例の対象とするもの

名 称	備 考
1 岩手県教育振興基本対策審議会	従来の設置根拠である「岩手県教育振興基本対策審議会条例」を廃止し、本条例に位置づけ
2 岩手県教育支援委員会	従来の要綱設置から、本条例に位置づけを変更
3 岩手県美術品収集評価委員会	従来の要綱設置から、本条例に位置づけを変更

(2) 部局共通の附属機関として、本条例の対象とするもの

名 称	県教委における取扱い
1 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会	※社会教育施設指定管理者選定委員会（生涯学習文化財課）
2 委託業務企画提案等審査委員会	※今後設置が見込まれるため規定
3 補助金等審査委員会	※教育委員会該当なしのため規定しない
4 被表彰候補者等選定委員会	〃

(3) その他独自条例を設置根拠とする9審議会は現状のまま存置

教科用図書選定審議会、岩手県産業教育審議会、岩手県いじめ問題対策委員会、岩手県社会教育委員、岩手県立図書館協議会、岩手県生涯学習審議会、岩手県立美術館協議会、岩手県立博物館協議会、岩手県文化財保護審議会

議案第37号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)	
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。	
室及び課	分掌事務	室及び課	分掌事務
教育企画室	企画担当の分掌事務 (1)～(16) [略] (17) 情報公開及び <u>個人情報保護</u> に関する事務の総括に関すること。 (18)～(31) [略] [略] 学校施設担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の施設の整備に関すること。 (2) <u>県立学校その他の施設の教職員公舎</u> の整備に関すること。 (3) <u>県立学校の設備の整備に関すること</u> 。 (4) [略] (5) [略] (6) [略] 営繕担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の施設の営繕に関すること。 (2) <u>県立学校その他の施設の教職員公舎</u> の営繕に関すること。 (3) [略]	教育企画室 企画担当の分掌事務 (1)～(16) [略] (17) 情報公開及び <u>個人情報の保護等</u> に関する事務の総括に関すること。 (18)～(31) [略] [略] 学校施設担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の <u>教育機関の施設及び設備</u> の整備に関すること。 (2) 教職員公舎の整備に関すること。 (3) [略] (4) [略] (5) [略] 営繕担当の分掌事務 (1) 県立学校その他の <u>教育機関の施設</u> の営繕に関すること。 (2) 教職員公舎の営繕に関すること。 (3) [略]	
学校教育室	学校企画調整担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立総合教育センターに関すること。 。 [略] 特別支援教育担当の分掌事務 (1)～(8) [略] [略]	学校教育室 学校企画調整担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立総合教育センターの <u>管理運営</u> に関すること (<u>他室課の所掌に属するものを除く。</u>)。 [略] 特別支援教育担当の分掌事務 (1)～(8) [略] (9) <u>教育支援委員会</u> に関すること。 [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]

生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(14) [略] (15) 県立生涯学習推進センター、県立図書館、県立青少年の家、県立美術館及び県立野外活動センターに関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。 (16) 社会教育委員、図書館協議会、生涯学習審議会及び美術館協議会に関すること。 文化財担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立博物館及び県立埋蔵文化財センターに関すること（県立博物館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。 (9)・(10) [略]
----------	--

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。

- (1)～(3) [略]
- (4) [略]
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) [略]

生涯学習文化財課	生涯学習担当の分掌事務 (1)～(14) [略] (15) 県立生涯学習推進センター、県立図書館、県立青少年の家、県立美術館及び県立野外活動センターの管理運営に関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含み、他室課の所掌に属するものを除く。）。 (16) 社会教育委員、図書館協議会、生涯学習審議会、美術館協議会及び美術品収集評価委員会に関すること。 文化財担当の分掌事務 (1)～(7) [略] (8) 県立博物館及び県立埋蔵文化財センターの管理運営に関すること（県立博物館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含み、他室課の所掌に属するものを除く。）。 (9)・(10) [略]
----------	---

(附属機関)

第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次項各号に掲げるもののほか、次のとおりである。

- (1)～(3) [略]
- (4) 岩手県教育支援委員会
- (5) [略]
- (6) [略]
- (7) [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) 岩手県美術品収集評価委員会
- (11) [略]
- (12) [略]

2 岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第 号）第2条第2項の規定に基づき次の各号に掲げる附属機関を置く場合には、当該各号に掲げる事務を所管する本庁各室課及び教育事務所並びに教育機関が、その分掌事務を処理する。

- (1) 公の施設の指定管理者候補者の選定及び指定管理業務の評価委員会 当該公の施設の管理に関する事務
- (2) 委託業務企画提案等審査委員会 当該委員会の調査審議の対象となる委託業務等に関する事務

<p>2 前項の附属機関の組織運営等に関し必要な事項は、関係法律並びに条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。</p>	<p>3 前2項の附属機関の組織運営等に関し必要な事項は、関係法律並びに条例及びこれに基づく教育委員会規則の定めるところによる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月13日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

個人情報の保護等に関する条例及び岩手県附属機関条例の制定に伴う所要の改正を行うとともに、教育委員会の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

第1 改正の趣旨

個人情報の保護等に関する条例及び岩手県附属機関条例の制定に伴う所要の改正を行うとともに、教育委員会の組織を改めようとするものである。

第2 規則案の内容

- 1 個人情報の保護等に関する条例の制定に伴い、教育企画室企画担当の分掌事務中「個人情報保護」を「**個人情報の保護等**」と改めること。(第16条関係)

・従来の個人情報保護関連三法が「個人情報の保護に関する法律」に統合され、同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定。
・新法及び新条例において、個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、死者に関する情報が明確に区分されたことに伴う文言の整理

- 2 教育委員会に置く**教育機関の施設及び設備整備の業務**について、**教育企画室に集約**することに伴い、分掌事務を規定すること。また、移管等に伴い、同室、学校教育室及び生涯学習文化財課の関係業務の規定を整理したこと。(第16条関係)

・学校教育室から教育企画室に移管（総合教育センターの施設及び設備の整備）
・生涯学習文化財課から教育企画室に移管（美術館、青少年の家、野外活動センター、生涯学習推進センター、図書館、博物館、埋蔵文化財センターの施設及び設備の整備）

- 3 岩手県附属機関条例の制定に伴い、**教育委員会の所管に属する附属機関を新たに追加**するとともに、その業務を学校教育室及び生涯学習文化財課で担うことを規定するもの。(第63条及び第16条関係)

併せて、条例に執行機関共通附属機関として規定される附属機関について、新たに規定すること。(第63条関係)

・岩手県附属機関条例制定の目的（本県における審議会及び会議等についての運用の法適合性を高め、行政の透明性と適正性を確保する等の観点から、地方自治法の規定により、執行機関の附属機関の設置及び組織・運営に関し、必要な事項を定めるもの）
・教育委員会関係で新規に追加された審議会等（岩手県教育支援委員会、岩手県美術品収集評価委員会等）

- 4 施行期日（附則関係）

令和5年4月1日から施行すること。

議案第38号

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育企画推進監等共通専決事項)</p> <p>第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>個人情報</u>の開示、訂正及び<u>削除</u>の決定に関すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p>	<p>(教育企画推進監等共通専決事項)</p> <p>第7条の2 本庁の教育企画推進監、学校教育企画監、課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>保有個人情報</u>の開示、訂正及び<u>利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u>に関すること。</p> <p>(15)・(16) [略]</p>
<p>(教育企画室の室長等の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、室長、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>教育企画推進監専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>県報登載及び官報報告</u>に関すること。</p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p>	<p>(教育企画室の室長等の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、室長、教育企画推進監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>教育企画推進監専決事項</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>県報登載</u>に関すること。</p> <p>(5)～(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(教職員課の総括課長等の専決事項)</p>
<p>第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>人事給与担当課長専決事項</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>[略]</p> <p>県立学校人事課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(教育事務所長の専決事項)</p> <p>第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする</p>	<p>第10条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>人事給与担当課長専決事項</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の高齢者部分休業の承認</u>に関すること。</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>[略]</p> <p>県立学校人事課長専決事項</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の高齢者部分休業の承認</u>に関すること。</p> <p>(教育事務所長の専決事項)</p> <p>第13条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする</p>

<p>。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>個人情報の開示、訂正及び削除の決定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(26)～(28) [略]</p> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。<u>第16条及び第17条</u>において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>個人情報の開示、訂正及び削除の決定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(<u>総合教育センター所長の専決事項</u>)</p> <p>第15条 <u>総合教育センター所長は、授業力向上研修の修了認定</u> <u>に関することを専決することができる。</u></p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(所長等指定職員専決事項)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>(教育長指定職員<u>の</u>専決事項)</p> <p>第18条 [略]</p>	<p>。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(26)～(28) [略]</p> <p>(学校以外の教育機関の長共通専決事項)</p> <p>第14条 学校以外の教育機関の長（博物館長及び美術館長を除く。<u>第15条及び第16条</u>において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定並びに死者に関する情報の開示及び訂正の決定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(教育事務所の課長等共通専決事項)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>(所長等指定職員専決事項)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>(教育長指定職員専決事項)</p> <p>第17条 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月13日

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

個人情報の保護等に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の制定並びに岩手県官報報告規則の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

第1 改正の趣旨

個人情報の保護等に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の制定並びに岩手県官報報告規則の廃止に伴う所要の改正を行うものである。

第2 訓令案の内容

1 個人情報の保護等に関する条例の制定に伴い、教育企画推進監等共通専決事項等について、規定を整理すること。(第7条の2、第13条、第14条関係)

・従来の個人情報保護関連三法が「個人情報の保護に関する法律」に統合され、同法が地方公共団体にも適用されることに伴い、現行の個人情報保護条例を廃止し、新たな条例を制定。
・新法及び新条例において、個人情報は生存する個人に関する情報に限られ、死者に関する情報が明確に区分されたことに伴う整理

2 岩手県官報報告規則の廃止に伴い、教育企画推進監専決事項の規定を整理すること。(第8条関係)

・知事部局において、令和4年度末をもって、官報報告規則を廃止することによるもの。

3 高齢者部分休業に関する条例の制定に伴い、教職員課の総括課長等の専決事項について、規定を整理すること。(第10条関係)

・高齢期を迎える職員が、加齢による諸事情への対応や、地域ボランティア活動への従事などを理由に、一部の勤務時間を勤務しないことを認める高齢者部分休業制度が令和5年4月に導入されるが、職員の申請を受け、任命権者が承認する必要があることから、専決事項として明記するもの。

4 教育職員免許法の一部改正に伴う授業力向上研修の終了に伴い、総合教育センター所長の専決事項について、規定を削除すること。(第15条関係)

5 施行期日 (附則関係)

令和5年4月1日から施行すること。(附則関係)

議案第39号

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県教育委員会が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル登録簿の作成及び公表)

第3条 個人情報ファイル登録簿の作成及び公表については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和5年岩手県規則第 号）第3条の規定の例による。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 法第87条第1項（条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気テープ等」という。）に記録されている電磁的記録で、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第76条に規定する行政情報センター及び行政情報サブセンター（教育事務所の庁舎である地区合同庁舎内に設置されているものに限る。）内に設置されている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製することができるもの	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、岩手県教育委員会が保有する電子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができるもの	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

(送付に要する費用の納付)

第5条 行政文書の写し等を送付する方法により保有個人情報又は死者に関する情報の開示を受ける者は、条例第6条第3項（条例第11条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により手数料を納付する際に、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成13年岩手県教育委員会規則第10号）は、廃止する。

令和5年3月13日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

理由

個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護等に関する条例の規定に基づき、岩手県教育委員会が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則案要綱

1 制定の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、岩手県教育委員会が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めるものである。

2 制定の背景

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報保護関連三法が個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に統合された。これにより、法が地方公共団体にも適用されることとなったことから、現行の個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号。以下「旧条例」という。）の取扱いについて検討した結果、旧条例を廃止し、新たに法の実施に関し必要な事項等について定めた個人情報の保護等に関する条例を制定することとされた。

これに伴い、現行の岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 13 年岩手県教育委員会規則第 10 号）を廃止し、新たに岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則を制定することとしたものである。

3 廃止制定の必要性

以下の理由から、規則の一部改正ではなく廃止制定とするもの。

- (1) 新たな規則の趣旨規定に、法の規定の委任事項を定める旨が加わること。
- (2) 現行規則全 16 条中 14 条及び別表（3 つ）を削り、新たに 2 条を加えるものであり、改正内容が大部となること。
- (3) 条例についても、法改正に伴い廃止制定となっていること。

4 規則案の内容

- (1) 趣旨について定めること。（第 1 条関係）
 - ・ この規則は、法及び条例の規定に基づき、岩手県教育委員会が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めるというこの規則の趣旨について規定するもの。
- (2) 用語について定めること。（第 2 条関係）
 - ・ この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例によることとするもの。
- (3) 個人情報ファイル登録簿の作成及び公表について定めること。（第 3 条関係）
 - ・ 条例第 3 条第 1 項の個人情報ファイル登録簿の作成及び公表に係る細目については、知事部局と取扱いを異にする部分がないことから、知事部局の規則の規定の例による旨を規定するものである。
- (4) 電磁的記録の開示の実施の方法について定めること。（第 4 条関係）

- ・ 法第 87 条第 1 項により、保有個人情報の開示は、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行うこととされたことから、電磁的記録の開示の実施の方法について、類似制度である情報公開条例の一部を改正する条例（令和 4 年岩手県条例第 48 号）による改正後の情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号）と同様の規定を置くものである。
- (5) 送付に要する費用について定めること。（第 5 条関係）
- ・ 条例第 6 条第 5 項により、行政文書の写し等の送付に要する費用は、実施機関が定める方法により納付しなければならないこととされたことから、行政文書の写し等の送付に要する費用の額及び納付の時期について規定するものである。

5 施行期日等

- (1) この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。（附則第 1 項関係）
- ・ 個人情報の保護等に関する条例の施行日と同一であるもの。
- (2) 岩手県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 13 年岩手県教育委員会規則第 10 号）は、廃止すること。（附則第 2 項関係）

○ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第74条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第一項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨
 - 九 第七十六条第一項、第九十条第一項又は第九十八条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 十 第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、その旨
 - 十一 その他政令で定める事項
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - 二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
 - 三 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - 四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - 五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - 六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - 七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
 - 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
 - 十一 第六十条第二項第二号に係る個人情報ファイル

3 [略]

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第75条 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第七号まで、第九号

及び第十号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2・3 [略]

（開示の実施）

第87条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2～4 [略]

○ 個人情報の保護等に関する条例（令和4年岩手県条例第49号）

（個人情報ファイル登録簿の作成及び公表）

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第2号（租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に係るものに限る。）、第4号及び第7号から第9号までに掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ法第75条第1項に規定する事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル登録簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル登録簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル登録簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル登録簿に掲載しないことができる。

（開示請求に係る手数料の徴収等）

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件につき300円とする。

2 [略]

3 手数料は、法第82条各項に規定する通知があつた後速やかに納付しなければならない。

4 [略]

5 実施機関（地方独立行政法人を除く。）の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、当該実施機関が定める方法により納付しなければならない。

（死者に関する情報の開示等の手続）

第11条 死者に関する情報の開示及び訂正の手続については、次項から第7項までに定めるもののほか、法第5章第4節第1款及び第2款の規定の例による。この場合において、法第83条第1項中「30日」とあるのは「15日」と、法第84条中「60日」とあるのは「45日」とする。

2 死者情報の開示請求又は死者情報の訂正請求（以下「死者情報の開示請求等」という。）をずる者は、実施機関に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

（1）当該死者情報の開示請求等に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを確認するに足りる書類

（2）当該死者情報の開示請求等を行う者（次号において「請求者」という。）が当該死者情報の開示請求等に係る死者の遺族等に該当することを確認するに足りる書類

(3) 当該死者情報の開示請求等をする者が請求者本人であることを確認するに足りる書類
3～5 [略]

6 実施機関（地方独立行政法人を除く。）に対し死者情報の開示請求をする者は、死者情報の開示請求に係る死者に関する情報が記録されている行政文書1件につき300円の手数料を納付しなければならない。

7 前項に定めるもののほか、死者情報の開示請求に係る手数料の徴収等については、第6条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2項	開示請求をする	第9条第2項に規定する死者情報の開示請求をする
	保有個人情報の開示請求	死者に関する情報の同項に規定する死者情報の開示請求
	開示請求書	実施機関（地方独立行政法人を除く。）が別に定める請求書
[略]		

8・9 [略]

○ 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）

※ 情報公開条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第48号）による改正後の条例

（開示の実施）

第16条 行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については次に掲げる方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(1) 閲覧若しくは視聴又は複製物の交付

(2) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付

2～4 [略]

議案第40号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和34年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(登録原簿)</u></p> <p>第2条 法第10条の規定による岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に備える博物館登録原簿の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p><u>(登録申請書等)</u></p> <p>第3条 法第11条第1項の規定による登録申請書並びに同条第2項の規定による添付書類のうち博物館資料目録及び職員名簿の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p><u>(登録事項の変更届等)</u></p> <p>第4条 法第13条第1項又は法第15条第1項の規定による届出をしようとするときは、別に定める様式により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。ただし、博物館資料目録の記載事項の変更の届出は、毎年12月31日までとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第22条</u>の規定により、博物館の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(登録申請書等)</u></p> <p>第2条 法第12条第1項の規定による登録申請書の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p><u>2 法第12条第2項第2号の規定による添付書類は、博物館を設置しようとする法人の種類等に応じて別に定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>(登録事項の変更届)</u></p> <p>第3条 法第15条第1項の規定による届出の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p><u>(定期報告)</u></p> <p>第4条 法第16条の規定による報告は、別に定める事業年度ごとに別に定める期日までに行うものとする。</p> <p><u>(博物館の廃止届)</u></p> <p>第5条 法第20条第1項の規定による届出の様式は、別に定める様式のとおりとする。</p> <p><u>(補則)</u></p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月13日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

博物館法の一部改正に伴い、博物館の設置者の教育委員会に対する定期報告について定める等所要の改正をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の趣旨

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、博物館の設置者の教育委員会に対する定期報告について定める等所要の改正をしようとするものである。

2 規則案の内容

(1) 第 1 条関係

法の一部改正に伴う法の条番号移動に対応する整備を行うこと。

(2) 改正前の第 2 条関係

この規定を削ること。

(3) 第 2 条（改正前の第 3 条）関係

ア 法の一部改正に伴う法の条番号移動に対応する整備を行うこと。

イ 改正後の法第 12 条第 2 項第 2 号に掲げる申請書添付書類について、別に定めるところとしたこと。

(4) 第 3 条（改正前の第 4 条）

法の一部改正に伴う所要の整備を行うこと。

(5) 第 4 条関係

改正後の法第 16 条の規定による設置者の定期報告について、別に定める事業年度ごとに、別に定める期日までに報告させることとしたこと。

(6) 第 5 条関係

法の一部改正に伴う所要の整備を行うこと。

(7) 第 6 条関係

改正後の法第 12 条、第 13 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 16 条の規定により、都道府県の教育委員会が定めるとされた事項について、規則に定めるもののほか博物館の登録に関して必要な事項は、教育長が定めることとしたこと。

3 施行期日

博物館法の一部改正が施行される令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 41 号

文化財の指定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定をすることについて、議決を求める。

岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員数	所 有 者
有第 271 号	しほんぼくしょ てんだいじほんどうさいこうかんじんちょう 紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳	1 巻	二戸市浄法寺町御山久保 33 番地 宗教法人 天台寺

令和 5 年 3 月 13 日提出

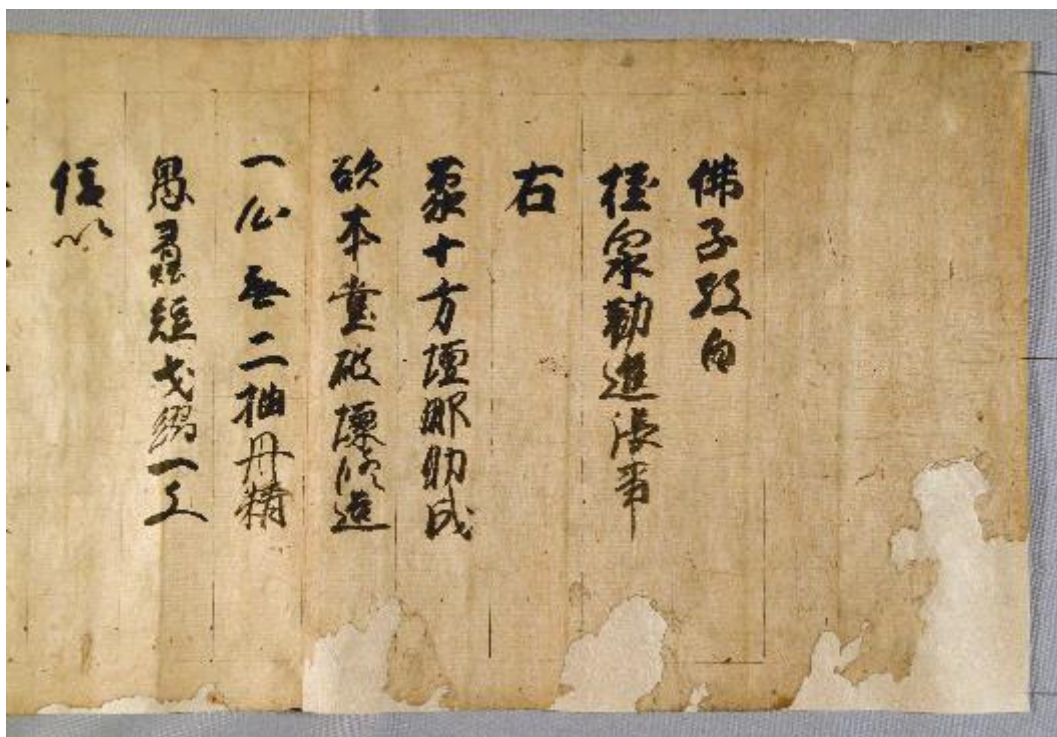
岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

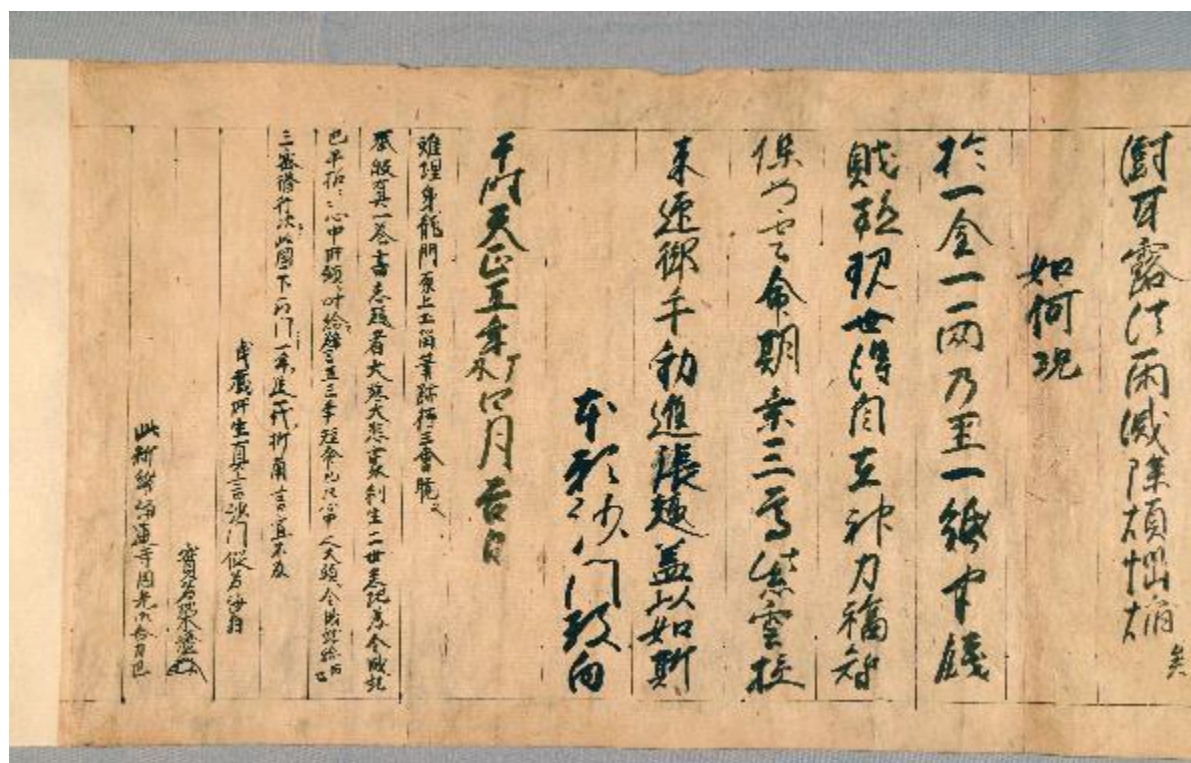
岩手県指定有形文化財の指定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

指 定 物 件 調 書

種 別	有形文化財（歴史資料）
名 称 ・ 員 数	紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳 1巻 (しほんぼくしょ てんだいじほんどうさいこうかんじんちょう)
所有者（保持者・団体）の 住所・氏名（名称）	二戸市浄法寺町御山久保 33 番地 宗教法人 天台寺
文化財の所在場所	二戸市浄法寺町御山久保 35 番地 浄法寺歴史民俗資料館
指 定 理 由	<p>天台寺本堂再興勸進帳は、天正 5 年（1577）4 月に「榮澄」という武蔵国出身の真言僧が記したもので、天台寺本堂の修理の必要性とそのため の勸進を願う趣旨などとともに、天台寺の由緒や仏像の由来、八葉山に 関することなどが記されている。さらに、天台寺が神亀 5 年（728）に 聖武天皇の勅願を受けて行基が開山したと伝えられることが記されて おり、これまで知られていた明暦 3 年（1657）の「桂泉観音書上」の 記述と同様の由緒が、中世においても確認できる資料である点に価値 がある。</p> <p>また、本資料作成時（天正 5 年）の本堂が、正平 2 年（1347）に再興 したものであるとの記述もあり、万治元年（1658）に建立された現在 の本堂以前の状況を伝える資料としても貴重である。</p> <p>勸進帳は鎌倉時代から盛んに作られるようになったといわれているが、 東北地方では現存する中世の勸進帳は少なく、天台寺に関わる勸進の 資料としては、文化 9 年（1812）の池本坊の勸化帳などが現存して いるが、中世の勸進帳としては本資料が残るのみである。</p> <p>本資料は、平成 25 年から 31 年にかけて行われた重要文化財天台寺 本堂及び仁王門の保存修理工事の最中に発見されたもので、これまで 知られていなかった中世後期における天台寺の縁起・由緒、および信 仰の実態を伝える資料として価値が高く、また東北地方でも数少な い中世の勸進帳としても貴重である。</p> <p>【岩手県文化財指定基準】</p> <p style="text-align: center;">有形文化財指定基準 歴史資料の部</p> <p style="text-align: center;">1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事 象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの。</p>



天台寺本堂再興勸進帳 第1紙



天台寺本堂再興勸進帳 第9紙

議案第 42 号

令和 7 年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法に関し議決を求めることについて

別添のとおり令和 7 年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法に関して、議決を求める。

令和 5 年 3 月 13 日提出

岩手県教育員会教育長 佐 藤 博

理由

令和 7 年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法を定めようとするものである。これが、議案を提出する理由である。

令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法

岩手県教育委員会

1 改善の背景・経緯

現行の県立高校入試制度は、平成16年度から実施されています。これまでに、平成19年度からの推薦入試の導入、平成28年度からの推薦入試の応募資格拡大、一般入試の選抜方法の変更、令和2年度からの県外からの志願者受入れの開始など一部改善を図ったところですが、最近の生徒の活動の多様化、部活動参加の任意化、少子化に伴う志願倍率の低下等の変化に対応し、生徒一人ひとりの適切な高校選択、各高校の魅力化や特色化を一層進めるための更なる見直しが求められています。

このため、県教育委員会では、令和3年7月に「県立高校入試改善検討委員会」を設置し、「入試日程」、「推薦入試のあり方」、「一般入試のあり方」について検討いただき、令和4年9月に改善の方向性について提言を受けました。

その後、県教育委員会では、この提言の趣旨を踏まえ、「令和7年度以降の岩手県立高校入学者選抜について（素案）」を作成し、パブリック・コメント等により広くご意見を伺いながら成案作成を進めてまいりましたが、この度、その結果を「令和7年度以降の岩手県立高等学校入学者選抜の実施方法」としてお示しすることとしました。

2 入試日程等について（全体像）

- (1) 推薦入試について、名称は「特色入学者選抜」（特色入試）に変更し、出願にあたって中学校長の推薦は不要（生徒が自己推薦で出願）とする。
- (2) 3月上旬の2日間に一般入試及び特色入試の検査をあわせて実施する。3月下旬に実施する「二次募集」に対して「一次募集（一般入学者選抜、特色入学者選抜）」として、出願、合否判定、合格者発表についてもあわせて実施する。
- (3) 検査日程は、一般入試の学力検査（国語、数学、社会、英語、理科）は1日目、一般入試の学校独自検査（下記4（4））及び特色入試の検査は1日目の学力検査終了後又は2日目に実施する。
- (4) 出願は、一般入試に出願の上で、同一校の特色入試にも出願可（一般入試と特色入試で異なる学校への出願不可）とする。
- (5) 合否判定は、特色入試、一般入試の順に実施する。
- (6) 検査日を3日程度早め、通信制の入学者選考、合格者発表まで年度内に終了する日程とする。

【入試日程】

一次募集（一般入試、特色入試）	出願期間：2月上旬、検査日：3月上旬（2日間）
二次募集	出願期間：3月中旬、検査日：3月下旬（1日間）

※ 特色入試は、各高校の判断で実施。

【一次募集の検査日程】

1 日目	一般入試の学力検査
2 日目	一般入試の学校独自検査、特色入試の検査

※ 学校・学科等によっては、1日目の学力検査終了後に、一般入試の学校独自検査、特色入試の検査を実施する。

3 推薦入学者選抜（推薦入試）について

- (1) 部活動等の実績（大会の成績）が一定以上であることを出願の要件としない。
- (2) 選抜にあたって、実績を評価するのではなく、生徒が日常的な学習や活動で身につけた多様な資質・能力について、検査を実施し評価する。
- (3) 検査内容を弾力化し、令和4年度中に各高校が策定する「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」を踏まえて、面接、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーション等、学力検査ではない多様な検査を実施する。
- (4) 出願にあたって中学校長の推薦は不要とし、生徒が、志願先高校の求める生徒像等を参考に、自己推薦で出願する。名称は「特色入学者選抜」（特色入試）に変更する。（再掲）
- (5) 出願の参考にできるように、各学校・学科等の求める生徒像や選抜方法等を「岩手県立高等学校入学者選抜実施概要」（実施概要）としてまとめ、公表する。なお、資料は、一般入試出願の際にも参考にできるものとする。
- (6) 募集定員については、現行の推薦入学者選抜の考え方を踏まえて設定する。
- (7) 志願者が多い場合は、提出書類により一次選考を行うことができることとする。

【出願】

生徒が、実施概要を参考に自己推薦で出願する。

《実施概要の主な内容（各学校・学科等）》

- ・入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）
- ・一般入試：募集定員、「学力検査：調査書」の比率、学校独自検査（実施の有無、内容、評価の観点、観点ごとの配点）等
- ・特色入試：実施の有無、求める生徒像、募集定員、検査（内容、評価の観点、観点ごとの配点）、選抜方法等

※ 令和6年度中に実施する令和7年度入試の実施概要について、令和5年度中に案を公表し、令和6年度に確定版を公表する。

【検査内容】

調査書、志願理由書（様式等は見直しの予定）、検査（面接、小論文、作文、実技、口頭試問、プレゼンテーション等の中から1～2項目程度を実施）

4 一般入学者選抜（一般入試）について

- (1) 選抜方法における「学力検査：調査書等」の比率について、定員のすべてを各高校が決定する。
- (2) 面接は、一律に実施することとはせず、各高校が必要に応じて実施する。
また、面接の参考とするために、事前に生徒が作成し志願先高校に提出している「自己アピールカード」は廃止する。
- (3) 面接を一律には実施しないことに伴って、現行制度で調査書及び面接等で500点としていた配点を調査書のみで500点と変更し、学力検査500点との合計を1000点とする。
- (4) 学力検査の他に、独自の検査（学校独自検査）を実施できる。学校独自検査を実施する場合は、面接、小論文、作文、実技の中から1～2項目程度とする。
- (5) 学校独自検査の配点は、100点以内とする。

【現行(平成28年度～令和6年度)】

○配点

学力検査	500		1000
調査書（中学1～3年の各教科の評定）	440	500	
面接、小論文又は作文、適性検査（実技等）	60		

○選抜方法

「学力検査 500 点：調査書 500 点（調査書の学習の記録、面接、小論文又は作文、適性検査（実技等）」の比率について、次のように定めて選抜を実施する。

- ・ A選考は、「学力検査：調査書等」を「5：5」に取り扱う。
- ・ B選考は、「学力検査：調査書等」を「3：7」に取り扱う。
- ・ C選考は、「学力検査：調査書等」を「7：3」に取り扱う。
- ・ 各高校は、A B C選考による選考方法について、次の①～⑦の中から選択する。

選抜方法		選考Ⅰ	➡	選考Ⅱ	➡	選考Ⅲ
募集定員に対する割合 (%)	①	A選考 100%		—		—
	②	A選考 70%		B選考 30%		—
	③	A選考 70%		B選考 20%		C選考 10%
	④	A選考 70%		B選考 10%		C選考 20%
	⑤	A選考 70%		C選考 30%		—
	⑥	A選考 70%		C選考 20%		B選考 10%
	⑦	A選考 70%		C選考 10%		B選考 20%

選抜は、選考Ⅰ、選考Ⅱ、選考Ⅲの順に行う。

○調査書の点の計算方法

①評定がすべて「5」の場合、合計が660点となるように換算する。

教科名	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技・家	小計	合計
1年	10	10	10	10	10	15	15	15	15	110	660
2年	20	20	20	20	20	30	30	30	30	220	
3年	30	30	30	30	30	45	45	45	45	330	

②合計660点を440点に圧縮して調査書換算点とする。

【令和7年度以降】

○配点

学力検査	500	1000	1000～1100
調査書（中学1～3年の各教科の評定）	500		
学校独自検査	0～100		

○選抜方法

「学力検査500点：調査書500点」の比率について、各高校が、定員のすべてを「7：3」、「6：4」、「5：5」、「4：6」、「3：7」の比率の中から1つ選択して選抜する。

○調査書点の計算方法

①評定がすべて「5」の場合、現行制度と同様に、合計が660点となるように換算する。

教科名	国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保体	技・家	小計	合計
1年	10	10	10	10	10	15	15	15	15	110	660
2年	20	20	20	20	20	30	30	30	30	220	
3年	30	30	30	30	30	45	45	45	45	330	

②合計660点を500点に圧縮して調査書換算点とする。

※ 各学年間、各教科間の比重については変更しない。

パブリック・コメントの結果

1 意見募集期間

令和4年12月1日（木）～ 令和4年12月31日（土）

2 実施方法

（1）周知方法

- ・ 行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ・ 県ホームページへの資料等掲載
- ・ 報道機関への発表
- ・ 印刷物の配布、広聴広報課ツイッター

（2）意見受付方法

郵便、FAX、メール

3 意見提出人数及び意見件数

受付方法	意見提出人数（人）	意見件数（件）
郵便（持参を含む。）	6	15
ファクシミリ	10	28
電子メール	33	113
計	49	156

4 反映状況

区分	内容	意見件数 (件)	割合 (%)
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	3	1.9
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	5	3.2
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	61	39.1
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	46	29.5
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	14	9.0
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	27	17.3
	計	156	100.0

5 意見内容及び検討結果

次ページ以降の「意見及び検討結果 一覧表」のとおり。

意見及び検討結果 一覧表

番号	記号	分類		内容	類似意見 件数(件)	検討結果 (県の 考え方)	決定への 反映状況
		大区分	小区分				
1	I	日程について		受検生が進路選択にかける時間が増え、高校入 学の準備期間に余裕ができるため、入試日程の 変更にて賛成である。	2	入試日程につきましても、生徒がより時間をかけて適切な志願先高校を検 討、選択できるように見直します。制度の詳細について見直しの趣旨に沿っ た検討をすすめてまいります。	C 趣旨同一
2	I	日程について		1月の推薦入試に関わる事務作業がなくなると思 う。中学校教員の負担が軽減されると思う。		入試日程につきましては、入試期間の短縮によって、入試事務に携わる中学 校及び高等学校教職員の負担も軽減されるものと考えています。	C 趣旨同一
3	I	日程について		高校入学の準備期間を十分にしたりするため、入 試全体の日程を早めてほしい。ただし、卒業式 の実施に影響があるため合格発表日は現行のま まとしてほしい。	2	現行の入試日程につきましては、高校入学の準備期間が十分にとれない生徒 がいる状況から、検査日を3日程度早めることとします。今後も、生徒や各 中学校及び高校の授業や行事に与える影響を考慮しながら、具体的な日程に ついて検討してまいります。	C 趣旨同一
4	I	日程について		「生徒がより時間をかけて志願先高校を検討で きるように」とあるが、現状でも進路の検討は 一年生から段階的に十分に時間をかけて行っ ている。進路が定まった生徒については、受検の 負担から早期に解放されることもあり、早めに 進路を決定できるほうが安心である。	2	特色入試の実施時期につきましては、生徒がより時間をかけて適切な志願先 高校を検討、選択できよう見直しを行うところですが、生徒が落ち着いて 中学校の授業を受けられる期間を確保することとあわせて配慮したところで す。	E 対応困難
5	I	日程について		入試を2日間で実施することは、精神的、体力 的に酷であると思う。		入試日程の見直しに伴って、生徒にとっても過重な負担とならないように、各 高校の検査内容を工夫しながら実施してまいります。	B 一部反映
6	II-1	特色入試 の在り方	出願	最近の部活動加入の任意制と中学校部活動の地 域移行への流れを考えると、学校での部活動の 実績を重視する現行の推薦基準を見直すべき。	1	現行の推薦入試につきましては、部活動参加の任意化、生徒の主體的な参加 が進められている現状を踏まえて見直します。制度の詳細について見直し の趣旨に沿った検討を進めてまいります。	C 趣旨同一
7	II-1	特色入試 の在り方	出願	少子化が進み、部活動の選択肢が限られる中、 子どもたちの活動が多様化している。学校とい う枠にとらわれずに、部活動以外の様々な学校 外の活動も選抜において十分に評価される特色 入試の導入に賛成である。	4	現行の推薦入試につきましては、生徒の活動の多様化や部活動参加の任意化 といった現状を踏まえて見直し、特色入試とします。制度の詳細について見 直しの趣旨に沿った検討を進めてまいります。	C 趣旨同一
8	II-1	特色入試 の在り方	出願	特色入試で多様な資質・能力を多面的に評価する ために調査書の記述欄を充実するなど、出願書 類を改善する必要がある。		出願書類の様式につきましては、選抜にあたって必要な内容を踏まえて見直 しを図ってまいります。	C 趣旨同一
9	II-1	特色入試 の在り方	出願	学校が求める人材について、例えば部活動で実 績を残した生徒を求めるとであれば、アドミ ッション・ポリシーに具体的に示すべき。	4	特色入試で各高校が求める生徒像については、各高校のアドミッション・ポ リシーをもとに具体的に示すこととします。	C 趣旨同一
10	II-1	特色入試 の在り方	出願	各高校のアドミッション・ポリシーを、生徒が 正確に理解するために、中学校教員の支援が必 要になると考えられる。		各県立高校のアドミッション・ポリシーにつきましては、その策定にあたつ て、誰からも分かりやすい表現とするようにしております。県立高校入試で は、アドミッション・ポリシーに基づいて特色入試で求める生徒像を具体的 に分かりやすく示すこととします。	C 趣旨同一
11	II-1	特色入試 の在り方	出願	県立高校の普通科が特設的なスクール・ポリ シーを策定できるか疑問を感じる。		各県立高校のスクール・ポリシーにつきましては、各学校に期待される役割 を踏まえて、地域の実情や在籍する生徒の実態に基づいて策定されています。	F その他

番号	分類			内容	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
	記号	大区分	小区分				
1 2	II-1	特色入試 の在り方	出願	地域に高校が1つしかなく選択の余地がない受 験生は、高校生活に望むことと、アドミッショ ン・ポリシーとの不一致が生じるのではな いか。 特色入試を受検するためには、一般入試への出 願が必須なのか。		各県立高校のスクール・ポリシーにつきましては、連携する地域や関係機関 等と協議しながら、地域の実情や各学校に期待される役割を踏まえて策定し ています。今後、スクール・ポリシーの見直しを連携する地域や関係機関 と協議しながら行っていき、地域から求められる役割を果たしてまいりま す。	F その他
1 3	II-1	特色入試 の在り方	出願	特色入試では、スポーツ・文化活動で顕著な実績を持つ生徒、将来の 職業選択や社会貢献に強い意欲を持っている者を対象として、各高校が具体 的な推薦基準を示して行いますが、特色入試では、各高校がアドミッショ ン・ポリシーに基づいて特色入試で求める生徒像を示して行うように見直し ます。各高校の特色入試で求める生徒像は、今後、一般入試及び特色入試の 検査内容や選抜方法とあわせて周知してまいります。		一般入試に出願した上で、特色入試への出願も可能としています。	F その他
1 4	II-1	特色入試 の在り方	出願	特色入試では、具体的などのようにな生徒を募集す るのか。現行の推薦入試の応募資格との違いを 知りたい。		現行の推薦入試では、スポーツ・文化活動で顕著な実績を持つ生徒、将来の 職業選択や社会貢献に強い意欲を持っている者を対象として、各高校が具体 的な推薦基準を示して行いますが、特色入試では、各高校がアドミッショ ン・ポリシーに基づいて特色入試で求める生徒像を示して行うように見直し ます。各高校の特色入試で求める生徒像は、今後、一般入試及び特色入試の 検査内容や選抜方法とあわせて周知してまいります。	F その他
1 5	II-1	特色入試 の在り方	出願	アドミッショナル・ポリシーの他にディプロマ・ ポリシーも必要であると思う。		スクール・ポリシーにつきましては、各高校においてグラデデュエーション・ ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）及びカリキュラム・ポリ シー（教育課程の編成及び実施に関する方針）をアドミッショナル・ポリシー （入学者の受入れに関する方針）とあわせて「三つの方針」として策定して います。	F その他
1 6	II-1	特色入試 の在り方	出願	出願資格について、実績だけでなく、取り組 んだ内容も考慮すべきである。	2	特色入試の出願につきは、実績（大会の成績等）が一定以上であるこ とを出願の要件とはせず、各高校がアドミッショナル・ポリシーに基づいて示 す特色入試で求める生徒像を参考に、生徒が自己推薦で出願することとして います。また、評価につきは、実績を評価するのではなく、生徒が日 常的な活動で身につけた資質・能力を検査で評価することとしています。	C 趣旨同一
1 7	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	部活動だけでなく、学習面で努力した生徒に もチャンスを与えてほしい。		特色入試における学習面での努力に係る評価につきましては、検査内容に調 査書を含めるところであり、学習面での努力も含めて日常的な活動で身 につけた資質・能力を検査で評価することとしています。	C 趣旨同一
1 8	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	現行の部活動の実績を重視した選抜ではなく、 検定試験（英語検定、数学検定、漢字検定な ど）や研究発表の実績等を選抜の材料とするこ とを提案する。	1	特色入試につきましては、現行の推薦入試を見直し、生徒が多様な活動にお いて身につけた資質・能力を検査で評価することとしています。	D 参考
1 9	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	特色入試の検査方法が多岐にわたると、受検生 への負担が増すのではないか。		各高校の検査内容につきましては、生徒にとつて過重な負担とならないよう に配慮しながら実施してまいります。	B 一部反映
2 0	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	特色入試を受検する生徒が学力検査を受検する のはなぜか。余計な負担になるのではないか。	1	現行の制度におきましても、推薦入試の合格者に対して、合格後に学習に対 する意欲を持たせ続け、合格者の基礎学力を担保するために、一般入試検査 日に学力検査問題による学力調査を実施してまいります。新制度においても、合 格者の基礎学力を担保する観点から学力検査を受検することとしています。	F その他
2 1	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	話すことが苦手な受検生にとつて、口頭試問や ブレゼンテーションといった検査は不公平であ ると思う。		特色入試の検査につきましては、各高校のアドミッショナル・ポリシーを踏ま え、特色入試で求める生徒像に基づいて、内容を決定するものです。検査の 実施にあたっては、表面的な部分のみを評価することなく、生徒の資質・能 力を適切に評価してまいります。	C 趣旨同一

番号	分類			内容	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
	記号	大区分	小区分				
2 2	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	受検者の資質をしつかりと見極めるため、一次選考、二次選考というように時間をかけて丁寧な選考を行うべき。 中学校での受検生の活動を正確に把握するため、また、高校で何をするように学びたいか把握するため、志願理由書の記載内容を工夫すべき。 生徒や指導する教員の負担に鑑み、現行を引き継ぎ面接と実技のみなど、検査の種類を限定するべき。		特色入試の選抜につきまして、生徒の資質・能力を適切に評価した上で実施できるように、いただいた意見を参考にしながら検討してまいります。	B 一部反映
2 3	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	中学校での受検生の活動を正確に把握するため、また、高校で何をするように学びたいか把握するため、志願理由書の記載内容を工夫すべき。		志願理由書につきましては、選抜の資料となるように様式等を見直してまいります。	A 全部反映
2 4	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	生徒や指導する教員の負担に鑑み、現行を引き継ぎ面接と実技のみなど、検査の種類を限定するべき。		検査内容につきましては、各学校の特色入試で求める生徒像に基づいて、決定していくものですが、生徒等にとって過重な負担とならないようにしてまいります。	B 一部反映
2 5	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	学習障がいをもつ生徒についても、秀でた才能を生かせるような制度としていただきたい。		学習障がいのある生徒の評価につきましては、学習障がいがあることによりつて生徒が不利に扱われることがないようにしてまいります。また、多様な生徒の資質・能力を適切に評価できるようにしてまいります。	C 趣旨同一
2 6	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	特色入試についても、学力を選抜の材料とすべきではないか。		特色入試における学力の評価につきましては、検査内容に調査書を含めていくところであり、また、各学校が必要に応じて口頭試問等の検査を行うことから、生徒の学力を多面的に評価できるものと捉えています。	C 趣旨同一
2 7	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	実績ではなく多様な資質・能力をどのように評価し数値化するのか知りたい。	4	特色入試の評価につきましては、各学校の特色や観点ごとの配点もあらかじめ公表することとしています。	F その他
2 8	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	特色入試の合否判定が公平性や透明性に欠けるものになるのではないか。	2	特色入試の評価につきましては、各学校の特色入試で求める生徒像に基づいて検査内容や選抜方法を決定し、あらかじめ公表することとしています。	C 趣旨同一
2 9	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	実績を評価しなくなること、スポーツ強化指定校で学びたいと考えるスポーツや文化活動に秀でた生徒にとって不利になるのではないか。実績を評価の材料の一部としてもよいのではないか。	1	特色入試につきましては、現行の推薦入試を見直し、生徒が多様な活動において身につけた資質・能力を各高校が検査で評価することとしたものです。	D 参考
3 0	II-2	特色入試 の在り方	検査・ 選抜	検査に対応できるような生徒を、普段の授業で育成できるようにすべきである。		特色入試の検査につきましては、多様な生徒の資質・能力を各高校の特色に応じた評価で実施します。中学校までの授業を含めた様々な活動での学びの成果が評価されるものと捉えています。	C 趣旨同一
3 1	II-3	特色入試 の在り方	日程	特色入試における受検生と教員の負担に配慮して、連続した入試日程を見直す必要がある。		特色入試につきましては、生徒にとって過重な負担とならないように、各高校の検査内容を工夫しながら実施してまいります。また、入試期間の見直しによって、入試事務に携わる中学校及び高等学校教職員の負担も軽減されるものと考えています。	B 一部反映
3 2	II-3	特色入試 の在り方	日程	県外受入れへの影響が考えられるため、特色入試の実施日を一般入試と同日とすることに反対である。	1	県外からの志願者の受入れにつきましては、別途、より効果的にすすめていくように検討を進めていきます。	D 参考
3 3	II-3	特色入試 の在り方	日程	現行の推薦入試を廃止すると、日程的な面で私立高校に流れる生徒が増加するのではないか。	4	私立高校への志願者の増加につきましては、生徒は自らのキャリア形成などを踏まえて、十分に時間をかけて志願先高校を検討していることから、県立高校の入試を1月に検査を行わなくなることのみをもって、私立高校への志願者が大幅に増加することはないものと捉えています。	F その他
3 4	II-3	特色入試 の在り方	日程	スポーツや文化活動を継続する生徒は早めに進路を決定しないと、パフォーマンスの維持のためのトレーニングやレッスンに専念できないのではないか。		入試日程につきましては、スポーツ・文化活動に取り組んでいる生徒も含めて、生徒が自らのキャリア形成を踏まえて、十分な時間をかけて志願先高校を検討できるように見直ししたところと捉えています。	F その他

番号	分類		内容	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
	記号	大区分 小区分				
35	II-4	特色入試 の在り方 中学校 長推薦 の廃止	生徒の資質・能力を適切に評価するために、自己推薦ではなく学校長の推薦が必要ではないか。	1	生徒の資質・能力の評価につきましては、各高校のアドミッション・ポリシーを踏まえて、特色入試で求める生徒像に基づいて検査内容を決定することとしていきます。評価にあたっては、あらかじめ評価の観点を示し、適切な選抜が実施できるようにしていきます。	E 対応困難
36	II-4	中学校 長推薦 の廃止	校長推薦が不要となったことで、推薦入試と比較して、特色入試の志願者が大幅に増加するのではないかと。	2	特色入試の志願者数につきましては、現行の推薦入試に比べて増加することでも考えられ、適切に対応できるように検討してまいります。	D 参考
37	II-4	特色入試 の在り方 中学校 長推薦 の廃止	校長の推薦を廃止することで、学力の低下や生活態度の悪化につながらないかと。		多くの生徒が中学校長推薦を必要としない一般入試を受検している現行の入試制度において、中学校で適切に学習や生活に励むよう指導が行われていることから、大きな影響はないものと捉えています。	D 参考
38	II-4	特色入試 の在り方 中学校 長推薦 の廃止	自己推薦とした場合、学校の助言の機会が制限されることとなり、生徒が適切な進路選択をできなくなる心配がある。		中学校での進路指導につきましては、これまでも生徒のキャリア形成の観点から、適切に行われているものと承知しており、自己推薦とすることにより、一層生徒が自らの在り方生き方を主体的に考え、適切な進路を選択していくことにつながると考えています。	D 参考
39	II-4	特色入試 の在り方 中学校 長推薦 の廃止	校長推薦から自己推薦となり、保証の意味合いが弱まることで受検生が不安を感じるのではないかと。	1	中学校長推薦を不要とすることによる生徒の不安につきましては、令和7年度入試の制度の詳細が理解される中で解消されていくように、できるだけ早く公表してまいります。	D 参考
40	II-5	その他	特色入試に賛成である。学校長推薦がなくなることで、校内での選抜がなくなり、より主体的志望校選定を行おうとする意識が生徒と保護者に醸成されると思われる。また、中学生の多様な活動が評価されることとで、入学後の意欲につながると思う。	2	現行の推薦入試につきましては、生徒が各高校のアドミッション・ポリシーや求める生徒像を参考に、より主体的に志願先高校を選択できるように見直し、特色入試とします。制度の詳細について見直しの趣旨に沿った検討を進めてまいります。	C 趣旨同一
41	II-5	特色入試 の在り方 その他	推薦入試の廃止により、受検校決定の際に安全志向を助長するのではないかと。また、進路の決定を私立高校の出願前に終えているため、3月まで生徒の気持ちが続くか不安がある。	1	生徒の志願先高校の決定につきましては、生徒は自らのキャリア形成などを踏まえて、十分に時間をかけて検討し、志願先高校を決定しており、現行の推薦入試を特色入試と見直すことが、生徒の志願先高校の決定に特別に大きな影響は与えるものではないと捉えております。	D 参考
42	II-5	特色入試 の在り方 その他	同様の入試を継続して実施している他県の状況を踏まえているか。		他県の入試制度につきましては、具体的な見直しの内容を検討するにあたって参考としてきたところです。	F その他
43	II-5	特色入試 の在り方 その他	特色入試の検査に関する中学校教員の指導の負担が増すのではないかと。また、制度の変更により、中学校の進路指導の方法を変更する必要があり、その対応に苦勞することが想定される。	10	特色入試に伴う中学校教員の負担につきましては、各高校の選抜方法等をあらかじめ周知し、また、入試日程を従来よりも遅くすることでも十分な時間をかけて準備できるようにし、各中学校で計画的かつ円滑に進路指導が行えるようにしてまいります。	D 参考
44	II-5	特色入試 の在り方 その他	特色入試という呼称に違和感を感じる。	1	「特色入学者選抜」の名称につきましては、中学校長の推薦を不要とするところでもあり、他県の例などを参考に決定したところです。	F その他
45	II-5	特色入試 の在り方 その他	自己推薦にあたり、出願理由に保護者の意見記入を求めているか。		中学校においては、保護者との面談などを通して、保護者と連携しながら進路指導を行っており、特色入試の出願におきましても、引き続き、保護者と十分に連携をとりながら生徒が適切な進路を選択できるようにしていきます。	E 対応困難
46	II-5	特色入試 の在り方 その他	特色入試の受検者が大幅に増加した場合、高校の大きな負担となるのではないかと。	1	特色入試の受検者数につきましては、現行の推薦入試に比べて増加することでも考えられ、適切に対応できるように検討してまいります。	D 参考

番号	分類			内容	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
	記号	大区分	小区分				
47	II-5	特色入試 の在り方	その他	生徒の主体性を重視するのであれば、「自己推薦入試」枠を設定し、現行の推薦入試を「学校推薦入試」などとして残してはいかがいか。		現行の推薦入試につきましても、部活動等の実績評価を見直すべきときとの指摘や、部活動参加の任意化や生徒の主体的な参加が進められてきている状況を踏まえて制度を見直したところでは、	E 対応困難
48	II-5	特色入試 の在り方	その他	特色入試の定員があまり多くなりたくないようにするべき。		特色入試の募集定員につきましても、現行の入試制度においても定員の多くについて一般入試で募集し、その上で定員の一部を推薦入試で募集することとしています。現行制度の定員の考え方を踏まえて、適切に設定してまいります。	A 全部反映
49	II-5	特色入試 の在り方	その他	特色入試を実施しない学校があってもよいと思う。		現行の推薦入試においても、希望する学校・学科が実施することとしていることから、各高校の判断により特色入試を実施することとします。	A 全部反映
50	II-5	特色入試 の在り方	その他	特色入試のみを実施する学校があれば、中学校の学習指導も変わり、本当の意味での学びに変わるのではないか。		岩手県立高校入試の考え方として、全県統一的な選抜として定員の多くについて一般入試で募集し、その上で定員の一部を特色入試で募集することとしています。特色入試で求める生徒像を分かりやすく示し、各高校・学科の学びを生徒及び中学校に周知してまいります。	D 参考
51	III	一般入試 の在り方		検査や選抜の方法の変更に変更に賛成である。「学力検査：調査書等」の比率を各学校で設定できるようにし、各高校の独自性を反映できるようにピアールカードの廃止や面接を一律に実施しないことは現状を踏まえており、業務の効率化にもつながると思う。	4	一般入試につきましても、各高校の特色に合わせた選抜が実施できようにより学力検査：調査書等の比率や面接について見直します。制度の詳細について見直しの趣旨に沿った検討をしてまいります。	C 趣旨同一
52	III	一般入試 の在り方		志望理由を考えるきっかけとなるだけでなく、高校進学後の指導にも生かせるため、キャリア教育の観点からも自己ピアールカードを提出させるべきである。		中学校においては、3年間を見通して計画的なキャリア教育が行われているところでは、生徒が中学校3年生までの自らの取組を振り返りまとめようによりピアールカードは、高校入学後は各高校に引き継がれることとしていきます。	E 対応困難
53	III	一般入試 の在り方		実技教科の評定が高い倍率で算出されることが不公平であると感じる。	2	調査書の各教科の評定の換算につきましても、学力検査を実施しない教科の比率を高くすることで、中学校で学習する全ての教科を公平に評価しようとするものです。	D 参考
54	III	一般入試 の在り方		面接は一律に実施すべきであると思う。オンラインの活用等により実施することができないか。		面接の実施につきましても、必要な学校においては、学校独自検査として面接を実施できるとし、有効な選抜資料とできるように見直すものです。	D 参考
55	III	一般入試 の在り方		評定は学校により基準が異なり、調査書と学力の相関が低いため、選抜における調査書の比重を低くするべきである。	3	調査書につきましても、学力検査を実施しない教科等の学力を把握できるところや、中学校の一定期間における学習評価を踏まえること、当該生徒の学力をより正確・公平に把握できることから、選抜における調査書の割合を一定以上とするには意義があるものと捉えています。学力検査：調査書の比率については各高校が「7：3」、「6：4」、「5：5」、「4：6」、「3：7」の中から1つ選択して選抜を行うこととし、調査書の比率を低くすることも可能としています。	C 趣旨同一
56	IV	その他		少子化に伴い受験者数が減少する中で、現状に合った内容であるため、改善案に賛成である。	1	令和7年度以降の県立高校入試制度につきましては、県立高校入試を取り巻く環境の変化に対応し、生徒一人ひとりの適切な高校選択、各高校の魅力化や特色化を一層進めるために見直しを行うものであり、制度の詳細について見直しの趣旨に沿った検討を進めてまいります。	C 趣旨同一
57	IV	その他		オンライン出願を導入してほしい。	2	オンラインでの出願につきましても、導入済みの他県での例や、効果及び費用負担等についても検証しながら、今後、検討してまいります。	D 参考

番号	分類		内容	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
	記号	大区分 小区分				
5 8	IV	その他	不登校や別室登校の生徒への対応につきましても必要ではないか。	1	不登校や別室登校の生徒への対応につきましても、現行制度においても欠席日数が多いことのみをもって志願者が不利に扱われることはないところがあります。新制度においても公平性の観点から対応してまいります。	C 趣旨同一
5 9	IV	その他	今回の改善の一番の目的が何なのかからならぬ。		今回の入試改善の目的につきましては、県立高校入試を取り巻く環境の変化に対応し、生徒一人ひとりの適切な高校選択、各高校の魅力化や特色化を一層進めることなどとしてまいります。	F その他
6 0	IV	その他	2日間連続の日程であることや、特色入試の受検者が大幅に増加する可能性を考えると、中学校の教員に大きな負担がかかるのではないか。	4	中学校教員の負担につきましても、入試期間が短縮されることで、入試事務に関わる負担が軽減されるものと考えています。また、新制度の詳細について、できるだけ早く公開していきたいと考えています。	D 参考
6 1	IV	その他	学区制の見直しを（廃止も含めて）要望する。	1	県立高校の通学区域につきましても、平成30年に、外部有識者会議である「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」から「当面維持することが望ましい。」との報告があり、現在のところ具体的な見直しの予定はありません。なお、同報告には「社会情勢の変化の状況によつては、通学区域のあり方全体について再考する余地はあると思われる。」ともあり、今後、県立高校入試を取り巻く状況の変化を鑑みながら、検討を行うことも考えられます。	D 参考
6 2	IV	その他	保護者向けのオンライン説明会を実施してほしい。		保護者向けの高校入試に係る説明につきましては、入試に係る説明会は、例年、中学校を対象として実施し、中学校において細かな校内での手続等も含めて保護者に説明しているものと承知しています。なお、令和7年度以降の県立高校入試制度については、生徒及び保護者に対する資料を作成し十分に周知されるように工夫してまいります。	C 趣旨同一
6 3	IV	その他	生徒、保護者、学校現場が混乱しないように、配点、募集定員、二次募集など具体的な制度の詳細の情報を随時提供していただきたい。	1 1	令和7年度入試制度の詳細につきましては、実施前年度となる令和5年度中に公表し、周知してまいります。	C 趣旨同一
6 4	IV	その他	一般入試と特色入試で異なる学校への出願を不可としたことで、生徒の選択の幅が狭まり不利益となるのではないか。	5	生徒の志願先高校の決定につきましては、現在の制度においても、推薦入試で不合格となった者が大半が一般入試でも同一校を受検している状況から、生徒の志願先高校の決定に大きな影響はないものと捉えております。	E 対応困難
6 5	IV	その他	合否判定を特色→一般の順に行うことに疑問を感じる。		合否判定を行う順序につきましては、まず特色入試の受検者から合格者を決定し、次に特色入試受検者を含む一般入試受検者から合格者を決定することとしてまいります。あらかじめ特色入試の募集定員を定めて選抜を行うため、例えば、一般入試のみを受検する生徒が、合否判定を行う順序によって不利益を被ることとはなく、公平な選抜を行うことができると捉えています。	F その他
6 6	IV	その他	新制度の初年度に対象となる生徒への説明の時期が遅いのではないか。新制度の詳細を早期に示してほしい。	2	新制度での実施開始時期につきましても、一般入試における調査書の各学年・教科間の配点の比重に変更がないことや、部活動参加の任意化等への対応は早急に取り組むべきものであること等から、令和7年度入試からとしてまいります。今後、できるだけ早く、より具体的に周知を行い、円滑に実施できるようにしてまいります。	D 参考

番号	分類			内容	類似意見 件数(件)	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
	記号	大区分	小区分				
67	IV	その他		学区の扱いがどのようになるか知りたい。	1	県立高校の通学区域につきましては、平成30年に、外部有識者会議である「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」から「当面維持することが見直しの予定はありません。なお、同報告には「社会情勢の変化の状況によつては、通学区域のあり方全体について再考する余地はあると思われ。」とあり、今後、県立高校入試を取り巻く状況の変化を鑑みながら、検討を行うことも考えられます。	F その他
68	IV	その他		各高校の特色を持続的に保障するために、県として教員の配置や予算等について支援をすべき。	1	各高校への支援につきましては、これまでも各学校の経営計画を踏まえた教員の配置や各種事業の予算措置を行ってきたところであり、今後とも状況に応じて必要な支援を行ってまいります。	F その他

